

鎮西島津庄寄郡の歴史的位置

——「国衙直領」研究序説——

鈴木 国 弘

【要約】 庄園制の本質は、従来の如くその私的・家産的な経済体制としての面でのみ論ぜらるべきではなく、むしろ国司（受領）層を含む中央貴族全体の階級連合（乃至は支配階級内部における階級的イニシヤティブ掌握の指向）の形成の中で「庄園制」が一体如何なる歴史の意味（役割）を荷負っていた存在であるのかと云う観点にたつて追求する必要がある。そしてそのような観点の具体化は、一次的には、庄園制を生み出す母体である国衙領の構造分析——特に国司（受領）の在地支配達成の橋頭堡——「国衙直領」支配機構の析出——から開始されるべきであると云わねばならない。ともあれ本稿は以上の如き視角にたつての庄園制研究の再出発を島津庄寄郡を舞台として敢行すると同時に、従来とかく九州（辺境）独自のテーマとしてのみ取り扱われがちであった「寄郡」を、全国的な庄園制研究の一環として積極的に位置付け得るものであることを提唱したものである。

史料 五三卷三号 一九七〇年五月

はじめに

中世における「職」及び「公田支配」等をめぐる諸問題とは、一説によると、特殊・日本的な封建制の形成に際して、きわめて積極・促進的な歴史の意味をもっていたものとして位置付けられるが、反面これらの諸問題を、却つて中世前期における封建領主制の形成を阻止する働きをもつ

ものとして消極的に評価する見解もあり、そこから容易に契合し難い領主制形成史上における二つの大きな研究動向が導き出されてきていることは周知の通りである。

ところで最近に至り、入間田宣夫氏は、特に中世の在地領主層が公田支配（官物徴収）権等の請負主体としてあり、のみならず彼らはそれに基づき、実に幕府権力を中核としてもつ階級的結集を実現し得ていた存在にほかならぬ点を

指摘され、結論として中世領主制形成史上における職(公田)の積極的・促進的役割を強調されたのである。^③ 入間田氏の右のような結論に対しては、私もさきごろ基本的には、それに賛同したい旨の私見を公表しておいたし、^④ 他方在地領主層がもつたと云われるかの、公田請負者のな性格に関しても(本論で若干闕説する如く)私は原則として賛成なのである。

しかしながら、日本の中世社会(その基本構造)が、普通「職の体系」として表現される如き重層的な構成をとるものであり、しかもその構成の歴史的本質が、とりわけ「庄園領主―在地領主」層間で見出し得る複数の、領主の相互依存(補完)関係と表現されるにふさわしい存在にはかならずしも、既に周知のことからである。のみならずその場合、そのような依存・補完関係の具体的な内容と云うのが、在地(公田)支配上の実務は在地領主層にありながら、その実務遂行のための職(公権)の補任権があくまでも庄園領主(中央貴族)層にある如く、庄園領主層にかなりの実権(主体性)をおく性格のものであったことも勿論なのである。^⑤ とするならば、入間田氏はさきの領主制と公田(職)支配との

関係を、ことさらに在地領主層を対象として論じられたのであるが、それは勿論本質的には、決して在地領主に限定されねばならぬことがらでなく、庄園領主(中央貴族)あるいは上級庄官レベルでの領主的連合(乃至は支配階級内部における階級的イニシヤ、テイウ獲得)のための媒介環としても、職(公田)が一定の意義・役割を發揮する場合もあり得るであらうことが想定されるのである。

そこで私は本稿においては、特にいわゆる庄園制(中央貴族層による政治的・経済的結合形態)の場合に関して、それと職(公田)支配との関係のあり方(その特徴)を、具体的に追求していきたいと考えるものである。その場合、私がかくに注目したいと思うのは次の点である。

すなわちそれは、早くから永原慶二氏の研究によって明らかにされてもいる如く、庄園領主権(領家職)の歴史的本質とは究極のところ、律令的(『王朝国家的)国司の権限そのものの継承物にほかならなかつたと云う事実なのである。そこで、私はいまその点に関連して、一九六七・六八兩年の日本史研究会大会の代表報告で共通してとりあげられていたテーマの一つに、いわゆる「国司の領主化」に関する問題

の見ていたことを想起しておきたい。六七年度の大会において戸田芳実氏が、実に「前期王朝国家」初期封建国家」との認識にたち、その上で、いわゆる地方軍事貴族たる国將軍を、その具体的な傭兵化政策を通じて困い込みつつ、そこに独自の軍事的(暴力的)機構を構築していく国司「受領」の領主的側面を指摘したのに対して、六八年度の報告者坂本賞三氏は、国司(受領)の支配内容のあり方にまで分析を進めて、その実態を、(ア)「名」の中核をなす公田数を基準とする賦課、(イ)国司によって反別賦課基準が変動すること、(ウ)国司佃、の三点として整理されたのである。このうち、(ア)・(イ)両点は、国司による公田支配の側面にはかならず、他方(ウ)の本質は云うまでもなく、既に清水三男氏の研究によって「国衙直領」と表現されてきた国司の私的「家産的支配体制の中核である」^④。坂本氏の報告は、この三点相互間の連関性を有機的に捕捉するところまでには至らなかつたが、ともあれ右の三点が、上述の如くやがて庄園領主権(領家職)の実体として継承さるべき、前期王朝国家期における国司の権限(その具体的内容)にはかならなかつたことは明らかである。

されば従来われわれが、いわゆる庄園領主権(領家職)の本質とか内容とかの具体的究明に携わるに当って、頻りと国司の公田支配(官物徴収)権等の継承面を重要視しながら(現に庄園の四至内に国衙直領の一形態「御館分田」の存在する例が決して少なくはないにもかかわらず)^⑤、国司の私的・家産的經濟「国衙直領等をめぐる諸問題を不問に附して、これまで何ら積極的な分析のメスを施す姿勢をもち得なかつた点については、改めてきびしい反省がなされるべきであろう。なぜなら国司が庄園領主に対し、その公田支配「官物徴収権等の割譲を行なうのであれば、当然それは以後庄園領主が、国司がその任国のうち(なかならずその当該庄園の設定部分)にもつた国衙直領(私的・家産的經濟)の管理に関して、ある種の保証「協約等」を示し得て以後のこと、がらであつた筈だからである。

私はしたがって、右述の如き庄園領主層による国司に対する国衙直領の管理(その代行)が、その公田支配(官物徴収)権獲得のための要件として極めて重要・積極的な歴史的意味をもつていたものと考えるのであるが、それは同時に、庄園領主と国司(受領)層との横の対立を止揚して、中央貴

族的レベルでの領主連合を実現する重要な契機をなしていたであろうことをも推定せしめるものである。しかし従来
の国衙領乃至庄園制研究の諸成果を顧みてみたところでは、
かかる重要な問題についても、あまり積極的な関心は払
われてはいなかったように思われる。つまり従来の庄園制
研究では、しばしば庄園制の典型ないし完成型を如何に把
握すべきかとの問題がとりあげられながらも、それは各時
期の庄園領主の土地・人民支配力の貫徹程度や支配原理の
徹底度の如何から論及されるか、または庄園制が本質とし
てもつ家産的支配・経済体制の諸機能が如何に充分發揮さ
れているかとの観点などになって論及されてきたと考えて
良い。故にそこでは全般的にみて、個々の庄園・庄園領主
の内部的な状況の分析のみから、その典型(ないし完成型)
の如何を問う傾向の方がはるかに濃厚であったのである。
しかしながらこのような庄園制の典型(ないし完成型)の如
何とは、決して庄園領主許りでではなく、むしろ時には庄園
領主と対立・競合的な立場にもたつ国司(受領)層をも含む
包括的な中央貴族層全体との関連の中で追求さるべきでは
ないであろうか。因みに庄園制をもって殊更に「都市的

貴族的領有の体制」として把握することは、現在最も有力
な見解の一つであるが、かかる表現の正しい意味とは、既
述の如く一面在地領主層と緊密な依存補充関係を形成しつ
つも、他面依然としてこれらの者との抜き難い対立・競合
関係を含む上級領主・中央貴族層相互の領主連合(政治的
・経済的結合)の実現の上で、「庄園制」が一体如何なる
歴史的意味(役割)を荷負っていた存在であるのかと云う論
点の提示にこそあると思われる。したがって私はこのよう
な「庄園制の本質」の究明に際してはまず何よりも、庄園
領主と国司(受領)との接触面を正當に析出する必要がある、
この場合実に前述の如き「国衙直領」への着眼が欠かし得
ぬ観点であると考えるのである。

ともあれ私が本稿で、特に鎮西島津庄の「寄郡」(その歴
史的本質)に関しての分析を通じて、是非共追求してみたい
と考える研究テーマの概略は以上の通りである。したがっ
て私はこの「寄郡」の問題を、決して従来の論者の如く辺
境(九州)庄園の特殊的形態としてとりあげるのではなく、
あくまでも中世の庄園制(その一般的性格)の研究を生産的
におし進めて行くための一環として、具体的な分析を施し

てみたいと考えるものである。もって大方の諸氏の御示教を仰ぎ得れば幸いと思う。

- ① 戸田芳美氏『日本領主制成立史の研究』他。
- ② 永原慶二氏『日本封建制成立過程の研究』『日本の中世社会』。
- ③ 「公田と領主制」〔歴史〕三八輯。
- ④ 拙稿「鎌倉時代領主制の構造と一族結合」〔日本歴史〕二六四号。
- ⑤⑥⑦ 永原氏『日本封建制成立過程の研究』。
- ⑧ 「中世成立期の国家と農民」〔日本史研究〕九七。
- ⑨ 「王朝国家体制と人民」〔日本史研究〕一〇四。
- ⑩ 「国衙領と武士」〔上代の土地関係〕所収。
- ⑪ 拙稿「庄国体制と国衙直領」〔日本歴史〕二四二、二四三。
- ⑫ 京都歴史研究会「日本封建時代の土地制度と階級構成」〔北京シンポジウム参加論文集〕所収。

一、薩摩国建久岡田帳の分析

(1)

島津庄が、日向国諸県郡の都城をその根本発生の地として成立した摂関家領庄園にほかならぬことは周知のところであるが、この島津庄の「寄郡」の歴史的本質を検討するの^①に、史料上もつとも便利の良いのは、むしろ薩摩国の場合である。特にその検討の主たる素材となすべきものは、建

久八年六月日付の、いわゆる薩摩国建久岡田帳写であって、これに関する先学の業績として、既に西岡虎之助^②・竹内理三^③・水上一久^④・工藤敬一^⑤の諸氏の研究があるが、当面特にその研究がもつ重要度のいちじるしい高さの故に、改めて批判・再吟味の対象とさるべきものは工藤氏の論文である。工藤氏は本岡田帳にみえる各種寄郡の形態を分析し、それを左記の三類型をもつて把握しておられる。

- (A)、郡(院・郷)が社寺領の類をのぞき、全体として寄郡となっていて、しかもその中に名をふくまないとこ^{ネン}ろ。
- (B)、同じく全体として寄郡化されているが、その中に名をふくむところ。
- (C)、以上の二つの場合とことなり、郡(院・郷)中の一部が名単位に寄郡化されているところ。

工藤氏によると、実に薩摩国におけるこの三類型は、(A)が後進(外郭)地域、(B)がいわゆる中間地域、(C)が先進(国衙周辺)地域として整理され得る如き地域差をもち、のみならずそれは本質的に、実に(A)↓(B)↓(C)の順序をもつてより進化した発展段階差を表示したものと云われるのである。ところで、右の分類が、実に名(別名)の有無や抬頭程度を、

その重要な類型化の指標として用いている事実から知られる如く、例えば大山喬平氏の若狭国惣田教帳の分析と同様^⑦、あくまでも国衙領における在地領主制形成史検討の視点にたつての整理に基づくものであることは云うまでもないであらう。現に工藤氏は、右述の如き詳細な寄郡に関しての分類に続き、かかる寄郡の性格に関して、それが一般的には半輪(半不輪)制の一形態として把握されてはいるが、決して単なる雑免ではなく、領家が国衙よりも優先的にそこからの所当年貢等を収納し検田をも庄官をして遂行せしめ得る「特殊雑役免」の地にほかならないこと、そしてまたかかる特殊な支配関係形成の歴史的契機とは、郡郷司^⑧在庁官人(右「寄郡」の寄進主体)層と、目代(中央官人)層との在地における対立^⑨競合関係の存在を起点としており、在庁が領家の威をかって、目代の圧力を抑えることをそもその発端としたものであったことを論じられたのである。故にここでも工藤氏の、あくまでも在地領主制論を起点としてもつ一貫した「寄郡」分析の姿勢が認められるであろう。勿論、私の場合もこのような分析が、寄郡の本質を探る上での貴重な観点の一つであることに異論はないが、反

面ともかくもこの寄郡なるものが、明らかに庄園の一形態であり、しかもいわゆる庄園制が都市的(貴族的)領有の支配体制たる本質の存在であることが明瞭であれば、^⑩なにはともあれ庄園領主(中央貴族)的立場からの分析なしに、一方的に(在地領主制論的な観点のみから)その歴史的本質の如何を論断してしまうことは早計と思われる。

尤も工藤氏は更に別稿をもって、実に寄郡における庄務機構の変遷をも論じて、第一期(平安^⑪承久前後)預所体制の段階、第三期(鎌倉末—南北朝)給主体制の段階、との規定をもこころみておられるのであって注目されるが、^⑫しかし工藤氏が上記のところで、ことさら「特殊雑役免」と定義され、目代—在庁間の対抗によってその発生をみたすものとされた寄郡の歴史的本質と、右の三段階の支配体制とは一体どのように連関するのか、その点が必ずしも明瞭ではなく、私の右述の如き問題提起が既に解決済みのことであるとは云えないのである。西岡氏・竹内氏や阿部猛氏の寄郡^⑬に関しての研究中にも、このような論点に関しての言及は見えない。故に私は本稿においては(特に「はしがき」で述

べた如き論点に所謂「中央貴族」層全体の階級的イニシヤティ
 ヲ掌握の志向との関連に於いても)この「寄郡」の本質をもつ
 て、あくまでも庄園制(都市的「貴族的領有」の一形態にほ
 かならぬもの)と考ふる認識にたち、ことさら領家(中央貴
 族)と寄郡との連関を念頭において具体的分析を進めるこ
 ととしたい。そこでいま改めて注意すべきは、前述の薩摩
 国建久田帳の記事の中に、かの三類型とは全く別個の第
 四の類型がみえていたことである。すなわち、それは、
 (A') 郡(院・郷)の中の「公領」のみが、それ自体独立せる

状態において寄郡化されている如き形態のものである。
 それを史料に則して云えば、いわゆる「公領」の表示
 のもとに、「嶋津御庄寄郡」との註記が書き入れられて
 いる点に特色があり、その実例として私は、二つの事
 例―宮里郷及び入来院の場合を指摘することが出来る
 のである。念のため、その史料を掲出すれば左記の通
 りであったのである。

宮里郷七十町内

社領七町五反 安楽寺下司在庁道友

(中略)

公領六十一町五段 嶋津御庄寄郡 郷司紀六太夫正家
 地頭右衛門兵衛尉
 入来院九十二町二段内 没官御領地頭千葉介

寺領二段 安楽寺 下司僧安壽

(中略)

公領七十五町内 嶋津御庄寄郡

弁濟使分五十五町 本地頭在庁種明

郡名分二十町 本郡司在庁道友

尤もこのような(A')型とは、かの(A)型の内容が前述の如く、
 「郡(院郷)が社寺領をのぞき」寄郡化されている如き存在
 であったのであれば、それと殆ど同内容のものであり、両
 者の間には実質的にさしたる相違を認め得ぬものの如くに
 も思えるであろう。しかしあくまでも(A)型と云うのは、な
 によりもそこに郡(院郷)そのものに対する領知権の存在が
 まずうかがわれ、彼がその領知対象たる郡(院郷)を(社寺
 領は実質上省くとしても)全体として寄郡化していた形態な
 のである。それに対して(A')型とは、公領が郡郷から独立し
 ており、しかもその公領のみの領知権者がほぼ自主的にそ
 の寄郡化を実現している如き形態のものであったのである。
 換言すれば、(A)型は郡郷そのものの「寄郡」化のことであ

り、他方(A')型と云うのはより限定的に、郡郷内部に包摂されている所定の公領(公田)のみ、「寄郡」化を意味しているものにほかならないのである。

尤もこの場合、右のような形態で郡郷と公領とに区別を設けることは、これまでの諸研究ではみられなかったことであり、若干の補足説明が必要と思われる。すると例えば入来院の場合、当図田帳にみられる「公領七十五町」(乃至は社寺領を含む九二町)が院内耕地面積の総額ではなく、あくまでも職(郷司職)の客体である所定の公田(乃至旧公田)に当る限定部分をなすものであったことは、入間田氏の考察にも見られる通りである。^⑩換言すれば、郡郷そのもの(その実体)とは、かかる公領(公田)のみならず在地領主層の私領をも含むより、大規模な・包括的な存在としてあったわけであり、郡郷と公領との概念上の相違(そのズレ)はここからも明瞭であると云い得るであろう。したがって、(A)型に対する(A')型の特色(その相違点)と云うのも、究極的には、たまたま社寺領の発生により、郡郷と公領との不一致性が極めて具体的な形態をとって表面化してきたと云うだけにすぎないわけであり、(A)型においても原理的には、前

述の如き二つの領知権(郡郷領知権と公領「公田領知権」)の存在を、そこに想定して差支えないものと思われるのである。換言すれば、(A)型の場合、そこにもたしかに社寺領はあるが、それはその郡郷の寄郡化ののち、遅れて現われて来た存在であり、少なくとも郡郷の寄郡化の時点(乃至それ以前)には存在しなかったものであると云い得るのであり、さればこそその寄郡化は包括的な(郡郷と公領とのズレの見えない)郡郷そのものの寄郡化として顕現し得た存在であったと思われるのである。これに対して(A')型とは、社寺領発生ののちの寄郡化であり、当然、郡郷と公領の区別は顕在化されざるを得なかったものである。したがって、私はこのような(A')型寄郡の存在をもって、工藤氏のかの三類型とは区別されるべき第四の類型(「歴史的段階」)として認定し得るものと考ええる。

因みに最近、島田次郎氏も右の入間田氏の研究とほぼ同様な観点にたち、いわゆる公田(職)の歴史的秩序と、在地領主層の所領における私的所属関係とのズレに関する、きわめて興味深い研究を発表しておられる。^⑪しかし私が以上の如き諸先学の研究を顧みて気の付くことは、近年の中世

（特に鎌倉時代）の国衙領研究が往々にして、右述のような両者間のズレ（その弁別）の側面にのみ注目しすぎ、その反対の極にある統一の面（公田と私領とを統一的に、一定の領知（領掌）対象として把握している極めて独自の支配体系（その歴史的本質）の側面に対しては、殆ど何ら積極的な分析を施し得てはいないと云うことである。尤も、そのような問題も、平安時代に関してみれば、戸田芳実氏のいわゆる前期王朝国家段階における負名体制が周知の如く、公田と私領とを統一的に、同じ官物（地子）の収取対象として把握していたと云う見解の中にも見られたところである。^⑮しかるにその後の動向をみると、特に坂本賞三氏による一連の国衙領研究の推進によって、いわゆる後期王朝国家（院政期）に関しての認識が次第に深まり、この時期をことさら別名（在地領主）制の盛行期として把握する風潮が強められたのであるが、^⑯反面別名をもって負名とは異なり、原則としていわゆる狭義の公田（「基準国図」内耕地）を基盤にもたぬ存在として理解する傾向も進展しており、^⑰その結果、公田と私領との乖離の面が、むしろ極めて積極的に強調されると云う状況をみるに至ったことは周知の通りである。

したがって、私はここにおいては、公領と私領とを一元的に一つの支配（官物地子収取）体系の許に把握する前述の如き統一的な支配（権力構造への関心が、その充分な稔りを見せ得なかったことを、けだし当然のことと考える。しかしながら一面、このような現状は、とくに近年にあっていわゆる中世国家論への関心が俄かに高まり、黒田俊雄氏の「権門体制論」を初めとして、^⑱中央貴族及び在地領主双方の協同補完関係によって形作られている統一的な「国家的存在の歴史的性_格（その階級的役割）^⑲」の追求が開始されつつある現在、是非とも早く克服されるべき問題であることも明瞭と云えよう。そして私はその場合、その克服を具体的には前述の如き一〇世紀王朝国家段階の「基準国図」から、のちの中世的な「大田文」への、公田支配（管理）形態上の変化に則して、具体的に遂行されるべき問題であると考えるのである。——とするならば、その場合、後者（大田文）に関して前者と同様、公田と私領とを統一的に把握（支配して行こうとする上級領主（権門中央貴族）的立場からの対応面に、いっそう多くの関心が払われて然るべきであると云い得るであろう。私は差当_てつてはその側面を、上記

の如き公田(公領)領知権とは区別さるべき法的権限。郡郷領知権(その歴史的 성격)の検討を通して、執拗に追求していかうとするものである。

ともあれ、私は以上の理由で、公田(公領)のみを対象としての領知権者と、公田・私領をも含む統一的な郡(院郷)そのものの領知権者とは原則として、はっきり区別して把握する必要があると考える。さてその場合、公田(公領)のみを対象としての領知権とは、いわゆる「郷司職」をもって代表せしめ得る存在である。これについては、これまでに多くの論者の研究が積み重ねられてきている問題でもあり、改めて再論の必要はない。だが他方、公田・私領等を含む包括的な郡(院郷)そのものの領知権とは、如何に呼称されれば良い存在であろうか。私はその場合、(A)型が、特に次の如き記載形式をとる場合のあることに注意しておきたい。

河辺郡二百二十町内同御庄寄郡 地頭右衛門兵衛尉

府領社十町

下司平太道綱

公領二百十町

郡司道綱

これによれば、公領(公田)の領知権(その本質)が明らかに郷(郡)司職であるのに対して、郡(院・郷)そのものの領

知権とは地頭職であった。この場合、この地頭(右衛門兵衛尉)の実体は明らかに島津忠久にほかならないから、これがいわゆる「惣地頭職」を意味するものであったことは確実である。とすれば、われわれは上記の如き(A)型なる類型の設定を通して、いわゆる「寄郡」なるものの性格に関して、それはすぐれて郷(郡)司職及び惣地頭職と云う二つの職の二元的支配。収奪下におかれていた存在であること、同時にこの「寄郡」なるものの成立については、前者。郷(郡)司らによる所領寄進と、後者。惣地頭によるその統轄と云う二つの手続の媒介があつて、初めて現実的な実現をみた存在であつたであろうことを想定し得るのである。

そこで私は以下、(この想定がより普遍性・確実性をもつものであつたことの確認のために)前述の如き(A)型なる概念を座標軸として、工藤氏のあげられた三類型(A)・(B)・(C)を、夫々再度検討し直しておきたいと考えるのである。なおその場合、同じ(A)型であっても、宮里郷は、その公領(公田)全体が地頭(惣地頭)と郷司との二元的支配下にあつたものである。これに対して入来院では、公領(公田)が二つの部分。弁済使(本地頭)分及び郡名(本郡司)分に分割されて

おり、郷(院・郡)司の領知対象地が、実に公領中の一部分にのみ、はっきりと限定されている点に特色があった。故に両者は形態的にも、明らかに区別されねばならぬ存在であり、私はここに改めて前者を(A)―宮里型、後者を(A)―入来型として弁別しておくこととしたいのである。

(2)

最初に私は、(A)型の再整理から始めることとしよう。すると、(A)型はなお次の三型に分け得たのである。

①市来院百五十一町 嶋津御庄寄郡 院司僧相印
地頭右衛門兵衛尉

②河辺郡二百二十町 内御庄寄郡 地頭右衛門兵衛尉

府領社十町 下司平太道綱

公領二百十町 郡司道綱

③智覧院四十町内嶋津御庄同寄郡

府領社九町七段正八幡宮領 下司忠答

公領三十町三段 郡司忠答
地頭右衛門兵衛尉

①とはすなわち、郷(院・郡)司へ以下「郷司」で統一する」と地頭(惣地頭)の双方が、実に郡郷を対象としての二元的支配を実現していた形態である。換言すれば、この形態は、両者が郡郷そのものに対し、実に二つの領知

権(郡郷領知権と公領・公田領知権)の分掌関係を形作っている存在であったにすぎないのである。

②とは、地頭の領知権が依然として郡郷そのものを対象としておりながら、郷司の領知対象地は公田のみに明らかに限定されてきている形態である。つづいて

③とは、更に進んで、地頭・郷司双方の領知対象がはっきりと公田(公領)のみに限定されてきている形態である。

ここに至っては、本来的な郡郷そのものの領知権など、既に放棄され始めていると云って差支えないであろう。

この場合、(A)型としてもっともその基本型(典型)に近いのが、①であったことは勿論であり、②・③がその後の変質結果を端的に表現したものであったことは云うまでもない。つまり、本来①の形態でその寄郡化を実現していた各郡郷は、その後の在地の状況変化(特に社寺領の簇生)の過程で、郡郷そのものからの公領の分離・独立を、次第に実現しつつあったと云い得るのである。したがって、②・③の段階でもしその寄郡化が行なわれていたなら、それはまさしく前述の如き(A)型の寄郡の形態をとって顕現していたに違いないのである。ところで右の場合、(A)の形態は、それが

「公田」に対する地頭と郷司の二元的支配・領知形態である点からみて、前記(A)―宮里型に近似した内容をもつものである点を確認できよう。つまり私はここに至って、いわゆる(A)型の孕む方向性として、(A)―①―②―(A)―③―(A)―④―(A)―(A)―宮里型との図式を示し得ると考えるものである。

次いで、(B)型について考えてみよう。そこで(B)型を更に分類すると、次の四型になる。

- ① 祇答院百十二町内 嶋津御庄寄郡没官御領地頭千葉介
富光五十四町 本郡司熊同丸
- 倉丸三十町 本主 澁間太郎道房
本名主 在序道友
- 時吉十五町
- 得末十三町 名。 肥後国任人江田太郎実房
- ② 牛屎院三百六十町内 嶋津御庄寄郡右衛門兵衛尉
永松二百六十町内 院内元光
- 幸万五十五町 嶋津御庄方弁濟使
- 木崎十五町 名主前内舎人康友
- 光武五十町 名主九郎大夫國吉
- ③ 高城郡二百五十五町内 嶋津御庄寄郡

(寺社領略え)

- 公領百四十二町 没官御領地頭千葉介
- 若吉三十六町 本郡司葉師丸
- 時吉十八町 名主在序道友

④ 山門院二百町内嶋津同庄寄郡

- 老松庄二十四町四段 安樂寺
- 公領百七十五町六段 地頭右衛門兵衛尉
- 光則百三十三町六段 院司秀忠
- 弁濟使分二十七町 名主嶋津御庄領家沙汰
- 高橋十五町 本名主是兼入道 死去後

①は郡郷中に社寺領なく、公領の中に名を含む型、
②は郡郷中に社寺領なく、公領の中に名及び弁濟使分を含む型、
③は郡郷中に社寺領を含み、かつ公領中に名及び弁濟使分を含む型、
④は郡郷中に社寺領を含み、かつ公領中に名を含む型、

この四型は、まず社寺領の有無をめぐって①②型と③④型とに分かれ、また公領の中に弁濟使分のあるか否かをめぐって、①②型と③④型とに分け得たのである。そこでまず、前者について考えてみると、①②型においては(当時郷司の

領知対象が、公領中の名にのみ限定されていたことは確実であるが、地頭は明らかに郡郷を全体として領知していた存在にはかならなかつたのである。しかるに、㊦㊧型では、地頭にとつても、その領知対象地は公領のみに、明らかに限定されていたものである。したがつて、ここでは(A)型と同様、郷司のみならず地頭(惣地頭)による領知の対象地までが、郡郷そのものから公領のみに限定・集約されていく方向性をみせていたと云うことを知り得るであらう。したがつて、私はこの点までは、(A)型でみられたかの傾向と全く同一の線上にあるものであり、本来的には同様に、郡郷をその対象としてもつ郷司と地頭双方の領知権のうち、まず差当り郷司のそれが公領のみをその領知対象とするものとして縮少されると、そのあとをおう如くにして地頭のそれも、縮少し限定されていく方向性が、一貫して貫かれていた事実_に気付くのである。これは勿論、基本的には、上記二つの領知権(郷司職と地頭職)が、機能的に異質的な内容をもつと同時に、実_に在地に対しては、相互に補完的(依存的)關係にあるべきものとして位置付けられていた現実を示すものである。

ともあれ、私は以上によつて、郡郷における領知権の二元性の存在と、社寺領の発生による郷司職(その領知対象地)の縮少を契機として、惣地頭職(郡郷領知権)の管轄範圍にもそれ相應の変化の現われ始めていたことを知り得るのであり、私は特にこの点までを、かの建久畠田帳から析出し得る島津庄寄郡の変質上の、「前半の過程」として小括しておきたいと考えるのである。

次いで、㊦㊧型と㊨㊩型とについてみると、そこでは実に共通的に、郷司の領知対象地が別名のみ_にいちじるしく限定されている事実_に気付くのである。勿論これは郷司の支配が、公領(公田)の一部分のみに限定・縮少されてきたことの表現にほかならないが、そのような傾向と並行して、公領内部に、実に弁済使分(領家の沙汰)が、これも別名を単位としつつ現出し始めていると云う事実にも注目されるのである。つまり、われわれはこの事実から、公領が実_にその当時、郷司分・弁済使分(領家分)などの多方面にむけ、いわば地域的に分割されていく傾向性をもっていた事実を知るわけである。これは私が前項であげた、(A)―入来型の内容が(少くとも公領の配分形態について見る限り)郡名分と

弁済使分との二つの部分に大きく分割されていた形態と同様のものである。したがって、このような形態は、前記〈前半の過程〉の運動法則が、郡郷そのものからの公領の独立乃至はそれに基づいた地頭と郷司（夫々の領知対象地）のズレと一致の反復をもって表現されていた事実とは全く異質なものである。故に、私は右のような、いわば「公領の分割」（＝細分化）とも表現さるべき動向を指して、寄郡変質上の〈後半の過程〉と呼称することとし、前者とははっきり区別しておきたいと考えるものである。

最後に検討をこころみる(C)型も、右と全く同様である。

(C)型には次の二型があったのである。

①東郷別符五十三町二段内

（寺社領略ス）

公領四十二町七段内一字無府本 没官御領地頭千葉介

（中略）

時吉十丁七段同御庄寄郡 郷司在庁道友

②薩摩郡三百五十一町三段内

（寺社領略ス）

公領八十六町

郡司忠友

（中略）

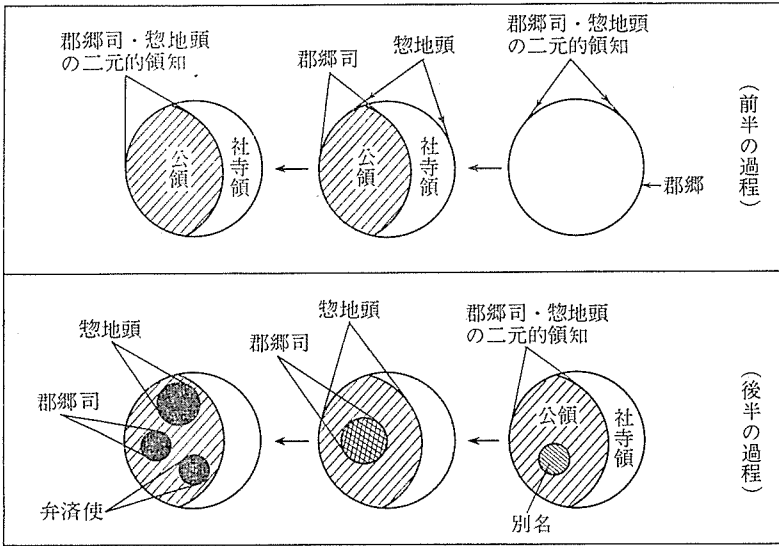
時吉六十九町 嶋津御庄寄郡 名主 在庁道友
地頭 右衛門兵衛尉

火同丸十四町弁済使寄郡 嶋津御庄方弁済使 寄郡

①では地頭が公領を実に全体として、領知しているが、他方郷司は一つの別名（時吉名）の領知権者たる存在にすぎなかったのである。

②では地頭が時吉名、郷司が成枝名を夫々領知し、公領が地域的に分裂して来ている。のみならず、この場合、注意すべきことは、ここでの寄郡の形成主体が、決して従来の如き郷司ではなく名主層であったことであり、律令的（王朝国家的）郡郷司の肩書がその実質を、いまや殆んど完全に喪失してしまっている状態にあることを見落してはならない。

右述の如き①から②への動向が本質的に、前掲(B)の①②型から③④型への変化の場合と殆んど変らぬ（後半の過程）に所属するものであることは確実といえよう。但しここでの特徴は、別名が(B)型よりも独立性をましそれ自身寄郡化の主体となっており、ために郡郷そのものが、かつての如き律令的（王朝国家的）行政単位たる実体を、ほぼ完全に喪失



してしまっている事実にごそあると思われる。したがって、総じてこの「後半の過程」に所属する各郡郷は、そこに含まれる名(別名)の自立・抬頭性の高さにおいて、かの(A')→入来型よりもはるかに進展していることが確実である。故にこの「後半の過程」における全体的動向として、私は

(A')→入来型→(B)→①②型→(B)→③④型→(C)→①型
 ↓(C)→(口)型と云う発展図式を認定して差支えないものと考えるのである。

以上、私のはかの(A')型の適用に基づく工藤氏の(A)・(B)・(C)三類型に關しての再検討によって、その底に流れる一定の歴史的方向性を把握し得たと考える。いまそのシナマを改めて図示するとすれば「別図」の通りである。改めて図の説明をするまでもないであろうから、そこから引き出される二つの問題点をのみ指摘しておくとするば、まず「前半の過程」に關しては差当り、かように郡郷(乃至公領)の領知権をめぐって、郷司とは一定のズレを伴なって現われてくる地頭(惣地頭)職(郡郷領知権)の歴史的本質とは、一体いかなる性格のものであったのがその第一点である。

次いで「後半の過程」に關して重要なことは、郷司職と弁

済使分及び惣地頭職の領知対象地などが、前述の如く実に公領の分割（＝細分化）の形態をとって現われる場合、それは一体国衙機構の、あるいはまた庄園制（寄郡）成立のための歴史基盤の如何なる変質＝変容を表現した事柄であったのか、と云う点である。しかし、私は差当っては、第一の論点の究明を通じて「寄郡」（ないし一般の庄園制）の成立のための歴史的条件を、具体的に追求しておくこととしたのである。第二の課題への回答は、以上の検討を経過し、のち、本稿の最後の結論の部分で述べることとなろう。

(3)

因みに、建長二年二月日付薩摩入来院内村々田地年貢等注文は、前述の如き(A)型寄郡たる入来院（その内部構造）についての史料であるが、いまその分析結果を表示するとすれば（第一表）の通りである。

すると、本田一九三町八反余のうち「除分(A)」は、そこに含まれる神田・寺田が夫々かの建久図田帳の各郡郷の社寺領にも相当する部分であり、残りは何方も薩摩国の国衙在庁諸機構の下級官人、乃至は多様な手工業者層の給田にほかならなかつたことが明らかである。かかる国衙諸機構

(第一表)

本 田	荒・損	除分(A)	見 作 田	損 田	得田(A)	除 分 (B)	得田(B)	右得田(B)を对象として領家御米70石、国司米92石、地領得分が賦課される。
193丁8反	荒15丁8反 損3丁2反	(寺田1丁4反) (神田 7反) 加地子 2反 御佃 9反 雑色免1丁7反 紙漉免 7反 沓細工免 3反 鍛冶免 5反 かハハしま分 4丁 (29丁5反余)	164丁3反	87丁5反	76丁8反	免田 5丁4反 御庄佃1丁7反 ちすてん 2反 寺田 20歩 人々給田 12丁4分 (19丁8反余)	56丁9反	

の存在に對して、「除分(B)」は、実にその中に「御庄佃」の含まれている事実から知られる如く、それがまさしく一定の庄園制的收取機構の一環としての存在と考えて差支えないものである。同時にこの「注文」は一方で、寄郡たる入来院の賦課物として、国司米九二石、及び領家御米七〇石の双方を書き出してもいるのであるが、まさしくそれは右述の如き二つの除分に対応せる存在

でもあることが明瞭であったから、このような兩種の御米の存在をもって表現されている周知の如き寄郡の半公半私的な性格とは、まずもって、かかる二つの「除分」に象徴的に示されていた存在と考えて差支えないであろう。

ところで、さきに入間田氏はこの入来院の場合に関して、かの建久図田帳に記された公領(公田)七五町分の官物地子^⑤が、決してある一定の耕地(公田)を対象としての存在ではなく、むしろ極めて一括的な浮免的賦課形態をとって徴収されていたものであることを指摘しておられるが、右にあげた国司米及び領家御米双方が、この七五町の公田分を対象としての存在にほかならなかったことも勿論である。われわれはしたがって右のことから、実に入来院における公領(公田)支配の存在と、それをあくまでも前提とせる国司米及び領家御米双方の徴収事務^⑥にかかる両者の複合体を、おそらくは寄郡一般に適用し得る典型的な支配(「収奪」)形態のあり方として認定しておきたいと考えるのである。だが私はその点を、より具体的に捉えるために、入来院を構成する各村落の場合について考察をすすめることとしたい。そこでいま、右「注文」には入来院内村落として五カ村

(第2表)

村名	国方所当	領家御米	国司米
楠本村	18石7斗1升0合	10石1斗3升4合	15石1斗2升8合
倉野村	15. 1. 2. 9	9. 3. 6. 7	14. 5. 1. 4
中庄村	30. 9. 8. 6	20. 3. 6. 5	28. 1. 5. 0
塔原村	25. 4. 7. 1	17. 6. 4. 4	18. 8. 4. 5
副田清色市比野	16. 7. 1. 2	12. 4. 9. 0	15. 3. 6. 3

がみえるが、差当たり各村落に賦課されている所当米額を(当面、地頭得分は省略することとして)項目別に書き出してみると(第二表)の通りであったのである。

この場合、特に注意すべきは、領家御米、国司米双方の記載に先立ち、それとは別個の「国方所当」なる項目のかかげられていた事実なのである。その場合、国司米と国方所当とが全く異質な別系統の存在であり得ないことは、前述の入来院全体を対象としての集計(第一表)の中に、国司米なる表現は見えないが、「国方所当」の全然見当らぬ事実をもって知り得るであらう。したがって私はこの問題は、あくまでも国方所当なるものの徴収が前提となつて、そのうちそれが国司米及び領家御米(更には地頭得分)として夫

々に、支配・配分されていたものであったと考えるのである。但しその場合、国司米及び領家御米の総計額が国方所当米額よりもはるかに多額となっているのは、おそらく耕目上の問題であり、国方所当が下行に際して、徴収枒よりも一般的に小枒とされている下行枒をもって量りなおされ、そののうち夫々の取得分が、算出・配分されていたものであったと思われるのである。

とまれ、私は右の考察から、入来院(寄郡)における地子徴収・配分体系のあり方として、その中心的な「国方所当」徴収・公田支配と、より副次的な国司米徴収・領家御米徴収の三側面のあることを確認し得た。因みに、私は前項で、一般的な寄郡を構成する諸機能として、郷司職(公田支配権)、惣地頭職(郡郷領知権)、私的(庄園制的)支配権(弁済使分)の三種があることを指摘しておいた。とすれば、あたかも郷司職こそが、この場合この寄郡における中心的な機能であって、その他のもの(惣地頭職・庄園的支配権)がこれに対する寄生的(二次的)な機能にすぎないものの如く考えられよう。たしかに従来においてはそのような見方が、通説的・常識的な認識であり、郷司たる在地領主の存在意義を

過大に評価する研究姿勢もそこに所以していたと云い得るのであるが、しかし問題はそのような視点で充分解明し得る事柄ではないようである。そこで再び前述の入来院注文を顧みると、楠本村以下各村落に極めて重要な記載の存在が認められたのである。例えば、副田清色市比野村の場合

(前略)

のこる定とくてん^(得)七丁二反中ニふんのちとう米七石二斗一升^(地頭)

しん一しき二丁四反冊ニくにかた三石七斗三升五合

一反別ニ二斗二升代一丁九反冊ニくにかた四石三斗五升六合

又たんへちニ二斗三升代一丁十ニくにかた二石三斗四升六合

又反別ニ二斗代 九反冊中ニくにかた一石九斗四升

のこる本た七反冊中ニくにかた一石八斗七升五合

已上くにかた十六石七斗一升二合

とある如く、いわゆる定得田面積の決定ののち、その面積の高に依りて最初に賦課されたものが、実に「地頭(惣地頭)米」にほかならず、いわゆる「国方所当米」の徴収額は、むしろそののちその定得田に対し斗代別に賦課されている存在であったことに注意せねばならない。したがって、地頭(惣地頭)の存在とはかくの如くに、各郷(院郡)の構成

単位「村々にまで及んでもいたのであるが、このあり方は多分寄郡にあって、郡郷そのものをその領知対象として把握していた地頭（惣地頭）職の存在こそが、年貢（官物）の徴収上、きわめて重要な地位「立場に位置していたものであることを意味するのであろう。」^⑤それはおそらく前述の如く、かの公田（公領）支配上の中心的権限が、機能的には、かの郷司職（公田領知権）そのもの、にあったとしても、この惣地頭職（「郡郷領知権」との補充関係（機能上の協調関係）を媒介としてのみ、一定の機能的充全性「完結性を示し得る存在であったことを意味するものである。」^⑥

されば、私は前項の最後に、既にかかる郷司職とは區別された「惣地頭職」の性格そのもの（その機能「職掌の内容如何」を具体的に論及すべきことを示唆しておいたが、ここに至ってその論点の重要性はひととき鮮明になってきたと云うべきであろう。その場合、私は既に別稿をもって、右の如き「惣地頭職」（その歴史的性格の如何）に関して、一応の回答を出しておいたので、その点をいま、ここでははっきり確認しておくこととしたと思う。

すなわち私は、別稿「惣地頭職」成立の歴史的前提

において、島津庄寄郡におけるいわゆる惣地頭職の前身は「惣郡司職」であり、それはまた、平安時代中末期以来の諸国において、「首領郡司」なる形態をもって登場し始めている存在と同質のものであること、同時にそれらの機能内容をみると、実に彼らは、いわゆる在地の公人（公文）層を動員しつつ、戸主（在家）層をして一般公田と共に国作田（国衙直領）経営のためにも駆りたてていた存在にほかならないこと、以上の二点を確認したわけである（とすれば、かの「国司米」とは当然それが「国方所当」「一般官物」とは區別された存在である以上「右の「国衙直領」上分そのものを意味したと云って良からう）。また、私は旧稿において、特に坂本賞三氏の業績に依拠しつつ、^⑦国衙領のうち別名郷以外の、いわゆる倭名抄郷部分とは、本質的に、別名主（在庁「在地領主層」とは對抗関係にある国司（目代）の経済基盤「国衙直領的性格の極めて顕著な部分にほかならぬことを指摘しておいたが、これも全く右の見解の正しさを裏付けるものであり、寄郡でもやはり惣地頭職の領知対象がまさしく郡郷（倭名抄郷またはその集合体）そのものにほかならなかったことが明瞭であれば、惣地頭職の歴史的性格も基本的には、

かかる国衙直領と密接な連関をもつ歴史的存在であったことを指摘し得るのである。^③

したがって(以上の二点から判断すれば)かの惣地頭職(郡郷領知権)と郷司職(公田領知権)との補充関係とは、明らかに「国衙直領」支配機構と「公田」支配機構との補充関係の意にほかならず、また上述の如き(A)型から(C)型に至る段階的な寄郡の形態変化の道も、結局は、実に寄進者たる在地領主(郡郷司層)と「国衙直領」支配機構との相関関係の中で規定されてきた問題であったと考えて良いわけである。

そこで次に私は、それが一体如何にして生み出されてきた事柄であり、更にまた、それが如何ような歴史の意味(政治的意味)を荷負う事柄であったかを、特に別名(在地領主)制展開の前後の時期に焦点を絞って、具体的に追求していきたいと考えるのである。故に私は以下においては、実前に記の「国司米」及び領家御米をもって構成されている所謂「半輪制」に關しての検討を通じて、右の課題の核心に迫っていくこととしよう。

① 『鹿兒島県史』第一卷、徳重淺吉氏「鎮西島津庄」(『日本文化史の研究』所収)。

② 朝河貫一氏編『入来文書』所収。

③ 「中世前期における荘園的農村の經濟機構」(『荘園史の研究』下巻二所収)。

④ 「薩摩の荘園—寄郡について」(『史淵』七五輯)。

⑤ 『中世の荘園と社会』第九論文。

⑥ 「鎮西島津庄の寄郡について」(『九州庄園の研究』所収)。

⑦ 「国衙領における領主制の形成」(『史林』四三一)。

⑧ 京都歴史研究グループ「日本封建時代の土地制度と階級構成」(『北京シンポジウム参加論文集』)。

⑨ 「鎮西島津庄における領家支配の変遷」(『九州庄園の研究』所収)。

⑩ 『中世日本荘園史の研究』第二部所収。

⑪ 前掲工藤氏論文。

⑫ 「公田と領主制」(『歴史』三八輯)。

⑬ 「中世的土地所有と『職』」(『史艸』九)。

⑭ 従来この問題については極めて素朴に、「在地領主」がその強力な実力的(事実的)支配力をもって、公田・私領を統一的に支配請負していたものの如く考えられており、在地領主層の公田支配(請負)権獲得をもって、領主が何か一定の政治的・経済的任務を果すが故の反対給付的性格のものとしては捉えられていない。だが右の場合重要なことは、そのような「実力」が、領主によって如何なる方面にむけ発動されて、その在地領主をして必然的に、右述の如き「公田請負者」たる地位を獲得せしめる歴史的前提を形作っていたのかと云う点なのであり、その点の詳細な説明がなければ、右述の如き認識は、あまりにも安易な、単なる暴力論たるのそしりを免れ得ないことであろう。重要なのは個々の在地領主の実力ではなく、その実力を媒介として具体化される公田・私領双方に対する統一的な「国家的体制」の問題なのである。

⑮ 「国衙領の名と在家」(『日本史研究会史料部会編』『中世社会の基本

- 構造』所収。
- ①⑥ 「大田文からみた郡郷・別名制について」(『滋賀大学教育学部紀要』一四一～一六一)その他。
- ①⑦ 坂本賞三氏「王朝国家体制と人民」(『日本史研究』一〇四)。
- ①⑧ 「中世の国家と天皇」(岩波講座『日本歴史』中世②)。
- ①⑨ 戸田芳実氏「中世成立期の国家と農民」(『日本史研究』九七)。
- ②① 工藤氏前掲論文。
- ②② 但し惣地頭職の本質とそれに固有な権力構造のあり方については別稿で詳論した(拙稿「惣地頭職」成立の歴史的前提」『日本史研究』一一四)。したがって本稿では惣地頭職の歴史的・機能的地位の問題に限定して論及することとする。
- ②③ 朝河貫一氏編『入来院文書』所収。
- ②④ 西岡氏前掲論文。
- ②⑤ 入岡田氏前掲論文。
- ②⑥ 宝月圭吾氏『中世量制史の研究』。
- ②⑦ これも、別稿のテーマであるが、「第一表」にみる如く、入来院内各村落には「雑色」がいた。惣地頭が存在が村々に及んでると云った場合、惣地頭は具体的には、この雑色らの支配・統轄によって支配の実権を掌握していたものであり、郷司(在地領主)らが、惣地頭の許に結集せざるを得ない根本の理由はここにあった(拙稿「惣地頭職」成立の歴史的前提)。
- ②⑧ 従来鎮西における地頭と郡郷司との関係については、前者の領主化の過程における両者の対立・相剋面が特に注目・強調されてきた(佐々木光雄氏『鎌倉時代末期における地頭と郡司の相剋』文化二二―三、西岡虎之助氏「中世荘園における地頭領主化の契機としての下地中分」『荘園史の研究』下巻二)。たしかにそれが基本的方向であろうがその前提として、両者の間にかかる補充・依存関係のあったことを確認するこ

とは、以後の展開の方向を見定める上でも、きわめて重要なことである。

②⑨ 「荘園体制と国衙直領」(『日本歴史』二四二・二四三)。

③① 前掲『滋賀大学教育学部紀要』掲載論文。

③② 「国司米」(故に惣地頭職)が「国衙直領」と密接な連関をもつものである点については次節でも触れるところがあるが、次の史料もそれを具体的に示すものであろう。徳治三年一月日付平氏女連署状(入来院文書)によれば、入来院清敷分の御公事として「国衙御米」「国司領家御年貢銭」とあり、国衙分とは別な国司分の存在が知られるのである。また建仁三年五月二十七日日付平忠直讓状(同)によると公事は国司・領家・地頭・郡司四方へ納めたとある。郡司(在庁)と区別された国司とは全く私的な存在であり、私的な国司分(直領)上分の取取者とみるのがあざわしい。

二、「寄郡」と「国衙直領」支配機構との関係

(1)

島津庄寄郡の歴史的性格が、いわゆる「半輪」にはぼかならぬものであることは周知のところであり、この半輪制(その歴史的本質の如何)に關しては従来から若干の考察が加えられてきたが、依然として一つの定説を生み出すまでには至っていないように思われる。『式目追加』第五六条によると、鎌倉時代に全国的に行なわれていた半輪制として

I 弁済所当於国司領家、令勤仕公事於寺家杜家所々、
II 弁済所当於国司、令勤仕公事於権門御辺地

の二形態のあったことが記されているが、かつて舟越康寿氏は、このうちⅠの形態こそが、まさしく寄郡の半輪制に該当するものであると考えられたのである。^② 右の場合たしかにⅡ型の半輪は、例えば大和国における東大寺領の雑役免系庄園等、いわゆる膝下庄園に数多く見受けられる形態であり、たとえ辺境の場合であっても、領家が庄園の近隣に位置するかの大隅国正宮領等の場合などでは、半輪は明らかにⅡ型であったのである。他方、半輪のⅠ型と云うのは、その反対に、領家と庄園とが遠く離れたいわゆる「遠隔地庄園」^③ においての形態のことであったのであるが、このようなⅠ型半輪制の内容をもって、舟越氏は、領家が所当米と雑公事とをとり、国司が所当米のみをとる形態のものと理解しておられる。^④

しかし一方、阿部猛氏はこれまでにこのⅠ型半輪制の史料に論及したことのある全ての論者が、かの文言中における二つの存在——「領家」及び「寺家社家」を極めて当然のもののように一体視して何ら疑うところさえなかったと云う事實に疑問をよこされ、両者はむしろ全く別個な所当米及び公事夫々の収納主体（「領主」として理解されるべきではな

いかとの新しい観点を示されたのである。^⑤ 尤も、阿部氏の研究にあつては、残念ながら、かかる疑問点の提示以上に積極的な自説の展開を示されてはいないのであるが、私も阿部氏のこの観点は、改めて検討し直してみる必要があると考えるものである。その場合、われわれにとつて極めて重要なことは、舟越氏が既に「半輪」の多様なあり方として、
①官物免除形式の半輪（官物は領主、雑公事は国司の形式）、
②雑事免除形式の半輪（官物は国司、雑公事は領主の形式）、
③官物一部免除形式の半輪（官物に地利のみを折半の形式）、と云う三形態のあることを指摘しておられる点である。何故なら、寄郡における半輪の型が、たとえ舟越氏自身云われる如くかのⅠ型にほかならなかつたとしても、それは必ずしもかかる半輪が一つの原理に貫かれていなければならぬことを意味しておらず、さきの阿部氏の見解に倣つて、右記「三形態」中のいずれか二つを、夫々の半輪制としてもつ二つの領主の複合体である場合などもあり得るからである。

因みに、寄郡とは前述の如く庄園制の一形態であり、庄園制が一般に云われる如き都市的貴族的領有としての本

質をそこに包摂せる存在である限り、その性格は在地と中央双方からの支配の接点、統一面で捕捉することこそが肝要であり、そのためには是非とも右述の如き原理、方式の複合性こそ欠かし得ぬ要件であると云うべきであろう。尤もその場合、工藤敬一氏による前述の如き寄郡の理解も、前記I型の半輪制のうち領家方については、所当米は勿論領家がとりながら公事は事実上在地領主がこれを收納したものと把握されており、その意味で、中央と在地との統一性(ないし原理の複合性)に対してもかなり多くの関心が払われていると云って良いのであるが、しかし重要なことはその研究が既に前節で指摘せる如く、極めて在地領主中心的な傾向を強く持つ点であり、その限りにおいて、その「統一性」複合性」のもつ歴史の意味は、決して正しく剔抉されているとは云い難いことである。

つまり、I型の半輪制(寄郡)の成立をもつて工藤氏の如く、すぐれて政治史的な観点のみから、在庁(在地領主)層の所領寄進に全て起因するものの如く捉えることは、結局のところ、実にそのような寄郡(庄園制)成立の過程における辺境人民の歴史的位置付け―あるいは逆に人民にとって

かかるI型の半輪制「寄郡」の成立が如何のような意味(存在意義)を荷負っていた存在であるのかと云う重要な観点の設定を阻止することでもあり、その結果、右の「統一」(「寄郡」の成立)がその前提としてもつ在地の矛盾「対立点」が、勤労人民の一般的動向を指標としては把握され得ず、「統一」は単なる領主間での安易な妥協「癒着」の次元を意味したにすぎぬものともなり易いからである。その意味において、私は、I型半輪制をもつて前述の如く、実に二つの半輪制(支配体系)の統一として捉える際にも、在地の勤労人民をあくまでも考察の起点にすえてその「統一」の必然性を追求すべきであり、この方法に基づいてのみ、かかる「寄郡」の歴史的性格は(畿内近国の庄園などで、まさに直接的「人身的な人民支配形態の表現としてあった半輪制」II型半輪制との比較において)その特質を明瞭に析出し得るものと考えるのである。庄園制の都市的「貴族的領有」としての歴史的本質も、実はまさしくこのような勤労人民の動向が根底にあり、それがあくまでも在地領主の社会的「歴史的な存在基盤をつねに不安定ならしめる程の躍動をそこに示していたことと、決して無関係ではあり得ないであろう。

そこで前節第三項にかかげた「注文」によると、領家と国司との間における官物(地利)の配分関係のこののみが記されており、「雑公事」に關しての記事は一切見えない。^⑧

勿論、それは右「注文」の歴史的性情や作成意図に起因することがらでもあるであろうが、しかし反面そうしたこと
が手続上可能とされているところに、私はこの寄郡に關しての
前記の理解がなり立ち得る可能性のあることを感ずるのである。
もしこの推論が正しいとすれば、右は前記の三形態のうちの
○官物一部免除形式の半輪制である。故に、私は以下ことさらに九州(边境)に限らぬ人民の一般的動向の
究明を通じて、○型半輪制の形成を論じ、その上でそのような
動向の究明の中からすぐれて边境・遠隔地的な庄園制
Ⅰ型半輪制(寄郡)の特質を生み出して行く別個の契機を
あわせて具体的に考察することとしよう。

すると、舟越氏はこの官物一部免除形式の半輪制の実例として、実に延久庄園整理令に關係する「太政官符」^⑨をあげておられる。特にこの太政官符中、河内国關係の記事において
は、同国所在の石清水八幡宮領一五カ所のうち、七カ所免除、九カ所収公と記されているが、その収公分九カ

所に關して次の如き文言が見られたのである。

(前略) 宮寺注文云、件田或公田或諸司要劇田云云、而神人等、為先祖相伝作手、所当地子官物、且并濟國司、且所并申本所也者、国司解状云、作人偏募神威、籠作公田、不并濟所当官物者、件事(不脱カ)頗叶宮寺注文、然則至干籠作公田之輩者、儘可令并濟所当官物之状、可被下知者、

これによると、八幡宮領(免田)の耕作者とは「神人」であつて、彼らは実にその免田につき、「国司に官物を、本所に地子を」夫々納入すべき義務を負う存在であるにほかならなかつたが、官物が勿論公田を基礎とし、地子が治田を対象とせる負担物であつたことは確實である。「国司に官物を、本所に地子を」のこの形態が、前記○型の半輪制を意味するものであることは云うまでもないが、果してこのような半輪の型は、そもそも一体どのようにして生まれ出た存在であつたのであろうか。その場合、ここに改めて想起すべきは、既に前節でも引用するところのあつた戸田芳実氏のいわゆる「負名」に關しての提言なのである。^⑩

すなわち戸田氏は周知の如く、かの一〇〜一一世紀における国衙機構の基本的經濟体制のあり方を「負名体制」と

して規定された際に、かかる負名の具体的存在形態として、それらは実に一方で、墾田(治田)に対する永世的私有権の所有者としてあると共に、他方において、公田の有期的占有用益(請作)者として一定の官物収納の義務を請負う、二面性の持主であったことを明らかにされたのである。尤もこの場合、「公田」請作田」なる規定は現在のところ、村井康

彦・高田実両氏をはじめ多くの論者の異説のあるところでもあり、問題だとしても、かかる複合的実体をもった在地の負名が、勿論国衙の圧迫によって、治田(墾田)の地利を領家に進めて、その上でことさらに人格的な保護「被保護関係(奉仕関係)を締結した結果として登場したものでこそ神人(寄人)らであったであろう。勿論負名は一方で、実に公田耕作者(官物納入者)としてもあったのであるが、その側面は、実に上述の如き墾田(治田)の寄進行為を経過したのちにおいても止揚され得ず、そこに当然上記の如き国衙・領家双方に対しての両属形態(いわゆる㊦型の半輪制)が現われ得る要因はあったと考えるのである。しかし私はこのような極めて単純な論理構成をもってしては、こののちに、かのI型の半輪制(寄郡)の成立をめぐる諸問題に関して、

不可避的にとりあげねばならぬ辺境的情况「いちじるしい在地領主層介在の問題をそこに具体的に位置付けていくことが全く困難になると云わねばならない。かくしてわれわれはここに至って、平安時代中末期以降における一般的、国衙領構造の、具体的分析のいっそうの緻密化を要求されると云うことになるわけである。

その場合、私は右の負名の墾田(治田)部分に関しては戸田氏がかつて「これは永世私有や加地子等の収取・官物地子の減免の権利をもつ点で請作と異なる」が、「官物と国役収取の対象である点で一般請作田と同一で名の秩序に編成される」と述べておられる点について(「公田」請作田)の規定は前述の如く問題であるが)公田・治田の性格の共通点と相違点を明確に指摘している点、大いに参考とすべきものと考えられる。とするならば、治田は実に前者の理由でいわゆる公田(狭義の公田)と区別されるが、後者の理由で全くそれらと同じ支配体系の中にあるものであることが明瞭であれば、坂本氏や泉谷康夫氏らの指摘にも倣って、このような公田と治田との統一こそいわゆる「広義の公田」(大田文上の公田)として把握して差支えない存在と思われるのであ

る。^⑭ 私はしたがって以下の論点を、まず(一)「狭義の公田」における支配形態の内容(平安時代国衙領構造の実態分析)及び(二)「狭義の公田」と「墾田」(在地領主の勢力基盤)との相関々係の二点に分類し、特に(一)における如何なる事態が(二)に対しては一体どのような歴史的影響をもたらし、その結果、如何にしてか、二つの領知権(郡郷領知権と公田領知権)の補充関係に裏付けられたところの庄園制(寄郡(丁型半輪制)の成立を導いていったものであるのか)に関して検討を加えることとする。

(2)

さて、(一)の問題に関しての最初の分析史料は、永承年間の紀伊国某郡収納米進未勘文である。^⑮ この勘文に關しては、既に藺田香融氏の基礎的な考証が施されているが、^⑯ 藺田氏はこれが實際は紀伊国名草郡関係の史料であること、しかも現在、簡単に「勘文」として一括されている記事の中には、少くとも甲帳、乙帳、丙帳の三種の台帳類が含まれていることを明らかにされたのである。そこで次に藺田氏が、特に甲帳とされた五片(E・H・M・K・L)の検討を通じて、いわゆる「狭義の公田」における支配(収取)形態の特

徴を抜き出してみると、なによりもまず官物公事等の納入主体が、「民間」約一一五人と、「御館人」一六人という二つの大きなブロックに、はっきりと区分されていたことが重要である。これは要するに、「狭義の公田」(その実体)が、一般的公領のみならず、すぐれて私的な御館分田(国衙直領)との複合体であったことを示すものである。この場合、民間分・御館分双方の納入主体がいわゆる「負名」層であり、かの官物(地利)、雑公事等の納入責任者にほかならなかつたことは、文言中に、彼らの納入物全体を指して実に「里倉納」(これ自体「里倉負名」の存在を示す表現である)との註記が見えていた事実をもってしても明らかである。のみならずわれわれは、これら負名が原則として、民間分・御館分双方の間で重複するものをもたず、所当(官物)米納入系統の上ではっきりと弁別されていた存在でもあったことに注意せねばならない。これは勿論、御館分の負名が、特に「御館人」として把握されている事実から知られる如き、上からの、人身的身分編成の現われにほかならぬものと云うべきであろう。

因みに坂本賞三氏は、一〇世紀王朝国家期におけるいわ

ゆる公田（狭義の公田）が、国司（受領）の積極的な請負者的管理の対象としてあったものであり、国司はそれにとまなつて、実に公田（「基準国図」内耕地）の検田権や新開地に対する専断権等を掌握せる存在でもあったことを明らかにされたのであるが、とすれば、当然そこには国司（受領）の在地支配貫徹のための橋頭堡（支配基地）構築の志向などもあった筈である。かの「御館人」（御館分負名）の登場ならびにそれに基づく在地負名層の既述の如き両ブロックへの帰属などもおそらくは、かかる過程での所産にほかならなかつたものと見るべきであろう。

ところで右「勘文」におけるもう一つの重要な論点は、右述の如く民間分・御館分両ブロックに配属せしめられていた二種類の負名が、官物公事等の徴収面では決して異なる事務（支配）系統に所属することなく、むしろ同一系統内で一括徴収されていた存在でもあると云う事実であった。名草郡内の各地域には、在地書生層の管轄になる「吉田津」あるいは「平井津」など郡許院（郡収納所）の下部単位とも認めらるべき多くの在地機関が存在していたが、例えばその中の一例吉田津の項に、民間分負名・御館分負名双方か

らの収納額が記入されていることは、その点の徴憑であつたと云い得るであろう。右「津」とあるのは云うまでもなく、吉田晶氏の研究にみえるかの、納所と同一実体のものと見るべきであり、書生とは納所司的な存在であつたが、郡許院（郡収納所）の書生（上級書生）津弘用はこれを全体として統轄していたものであり、身分的には民間・御館双方に區別して把握されていた在地の負名も、官物公事徴収上の事務的な面では「郡許院（郡収納所）―各津機関」なる体制下で一元的に把握（支配）されていた存在であつたことを認め得るのである。ただこの場合、われわれにとつて重要なことは、かかる郡許院（郡収納所）による一元的な負名支配体制の存在も、いずればやがて既述の如き国衙機構そのもの、もつ内在矛盾（民間分・御館分双方の対立・矛盾関係）の拡大によって、後述の如き所謂「庄園制」（寄郡）成立の前提としての決定的な変化・変質を迫られるに違いないと云う事実であつた。

承暦二年三月日付の近江国御館分作田官物結解は、実にいわゆる「狭義の公田」上に発現すべき右のような「対立・矛盾」関係の歴史的本質、更にはその展開の方向性を見

極める上で特に重要なものである。そこでこの結解状を分析し、私がいま重要と考える幾つかの着眼点を列挙するとすれば左記の通りである。

① 近江国の御館分作田はこの当時、総面積一二七町五反二代に及んでいたが、更にそれは「定田」一二三町三〇代と、「別結解人々名田内」分三町一〇代との、二つの部分からなっていた(若干の計算上の誤差あり)。

② 定田一二三町余の耕作者は、約三五人の「負名」であった。のみならず「別結解人々名田内」に包摂されている三町余歩も、右三五カ名に含まれる五カ名の耕地片の集積である。

③ 各負名について重要な点は、何方もその所当米の納入分を、「田付」分と「古米(去年残)」分との二種類をもって構成していたことである。のみならず当年(承暦二年)分の田付総額は九〇七石余、故に町別(平均)七・三七石となるのであるが、これは当時の公田官物率法三斗代(町別三石)に比較して圧倒的に高斗代である。

④ 次に収納された官物(成目)のその後の運搬ルートを見ると、「津納」↓「借屋納」↓「京定納」となり、最後に「京

下定」となっていたことに注目される。すなわち最初の津納とあるのは、さきの紀伊国名草郡勘文に見られた「吉田津納」等と同様であるが、ここではそこで徴収されたものが、国衙在庁よりも国司の所在地(京都)にむけて搬送されていた事実こそが重要である。

私はまず、①及び②両点の検討を後の考察に廻すこととし、差当つては③に基づいて前述の如き当時の国衙領経営の基礎に在地負名層全般の動向に関して、やや詳細な再検討を加えておくこととしたいと考える。

その場合なによりも重要なことは、「田付」における七斗代と云う田率の高さであつて、これは勿論、それがほかならぬ佃(直営地)経営の対象地であつたことを物語るものである。この御館分田が一方で、国佃・庁分佃などと表現されている国衙直営地と同質な存在であることについては、既に清水三男氏の指摘も見えるが、右記はまさしく清水氏その指摘の正しさを立証したものである。このような佃(御館分田)の史料的初見とは、おそらくは坂本氏の指摘された永延元年尾張国郡司百姓等解(その第二九条)の記事であると考えて差支えなからう。故に明らかにこの問題も、

本来的にはかの「御館人」登場の問題と同様な一〇世紀王朝国家（国司・受領の公田請負）体制下での事態にほかならぬものと考えられるのであるが、一〇世紀とは異なるこの段階（一一世紀中葉）での特徴的事態の究明のためには、われわれは同じく③の「古米（去年残）」分に関しての考察に進まねばならないのである。

因みにこれは、例えば負名安任の項に、「田付五十二石二斗三升六」とあるに対して、別の負名童丸の項に「田付卅石三斗九升五合」と云う表現がある事実に基づくものである。故に当然この表現は、前者の「古（古米）」の文字と、後者の

「去年残」の文字とが明瞭に相対応した存在（互いに単なる云い換えにすぎぬ存在）であることを示すものであり、それをその儘に解釈すれば、去年未払いの官物の残り（去年残）を、負名が今年殊更に「古米」をもって弁済していたことを意味するにすぎない。しかしこの問題は実際のところ、そのように簡単に片付くことが、ではなかったのである。なぜならば、ここに「古米」とあるのが、当地における年来の貯蔵米の意にほかならぬものであることは云うまでもないが、とするならば、負名は実に去年においては、かかる古米

（貯蔵米乃至は貯蔵予定米）がありながら、わざわざ「未進」分を生み出していたことになり、この未進とは結局意識的なものであり、ある一定の意図に則して計画された、云わば政治的未進にほかならぬものであったことが認められるからである。したがってこの場合、この問題に関連して最も重要なことは、前述の如く紀伊国名草郡の収納米進未勘文のQ片に、「 里倉納一 五千九百六十束四把九步」との記載がみえていた事実なのである。

勿論この記事に対しては、既に藺田氏も早くから注目されているが、この「里倉納」云々の表現とは周知の如く、つとに村井康彦氏の研究によって明らかにされた、いわゆる「里倉負名」の存在を表現したものであることは云うまでもないのである。そこで村井氏の説明によると、その里倉負名とはまずもって、ほぼ一〇世紀初頭の頃、律令制的地方行政の一環としての正税班奉が、その賦課基準を従来のような課丁から宮田単位に切り換えざるを得なくなった段階においてその発生をみたものにほかならず、それは本来、公出拳の機能を単に堪百姓の私宅を倉としそこに正税官稲を収納する形態（里倉宅納）をもって施行しようとする

便宜的体制にはかならなかつたが、一〇世紀末から一一世紀にかけて、国衙は里倉に本稻を下さず、実に公出挙の機能をもって堪百姓層の私出挙の機能のうちに混淆せしめて、その利稻のみを収納する「率稻制」へ、重要な質的転換をはかりつつあったと云うわけである。因みに前記尾張国郡司百姓等解にみえた「佃」経営は、そこに「惣八箇郡令宛作佃其数甚多、出挙之日不宛営科、以令誂佃」とある如く、右と同様出挙の経営を主とするといつても、(尤もここでは内容が国司元命の非法の糾弾に向けられているため否定的表現がとられてはいるが) 国司の側からの営料支給が出挙の条件として掲げられており、その段階はまだ負名の自立性の極めて稀薄な未熟な段階にほかならなかつたことを証明しているのである。しかるに前掲御館分負名における「未進分」と「古米」との関係の場合は、おそらくは(これら「負名」が「里倉納」的機能をもつたことが前述の如く確実であれば) 負名がむしろ右述の如き出挙の機能に徴税請負人的機能の持主(国衙のいわゆる「率稻制」下の存在)にほかならなかつたと云う事実を前提してのみ、初めて具体的に理解され得ることからであつたと云うべきであろう。すなわち負名の去年度

の未進分は、かかる負名によって行なわれる出挙のための本稻にあてられ、その利稻分がやがて一年後、実に御館分(直領)からの追加収入、更に負名の得分をも生み出す如き作用形態を現わしていったものであると考えられるのである。

さればここから、われわれは国司(目代)と負名との間にこの出挙経営をなかだちとしての協調関係(補充関係)の存在を認め得るのであり、前述の如き国司(目代)からの負名に対する人身的身分編成(御館人としての組織化)とはまずもって、かかる出挙経営を媒介としての存在であり、単なる人身的(古代的)編成ではない、むしろ封建的実態をもつものに進展しつゝあつたことを知り得るのである。因みに前掲④の論点は、実にこうした御館分の封建的支配形態が、究極的には、在京の国司(中央貴族)層の経済基盤を更に強固ならしめる体制として実現されつつあり、実に前期王朝国家の段階からその任国のうちに直接的在地支配達成のための橋頭堡(国佃・庁分佃)を設定し、積極的領主化の方向を現わし始めていた国司の抱負が、その一定の成果を稔らせ始めていた現実をこそ物語るものである。尤もこのような

在地支配の現実的達成のためにはそれなりの「領主制的支配」権力構造」構築の志向がなければならぬ。それを私 は前節の註②で述べた「惣地頭職—雑色(国衙系下級官人)」関係の存在の中に見出ししているものであるが、その点については別稿で詳細な検討を試みておいたので、ここでは以下の行論上必要な限りで(二世紀段階への展望を含め)その結論の部分を紹介しておくにとどめる。

重要なことは、この一一世紀の中葉頃、在地にあっては一〇世紀的負名層の相互間に階級分解が進み、分裂—没落するものを生み出す一方、新興の村落小領主層をも登場せしめる複雑な様相を呈し始めていたことである(さきの近江国の「御館分作田官物結解」にみえた負名とは何方も、一応は主体的経営の実体を有する存在ではあったが、各負名相互間にはいぢりしい規模の格差が現われており、右のような階級分解の影響がいち早く、ここにも波及し始めていたことを実証していた。)ところで、その場合、後者の小領主層はいわゆる在地領主的存在とは異なり、農民層の隸属化をおしすすめるよりも、むしろ零落する農民経営を救恤し、これを国家的支配—収奪の対象として位置付けるために、いわゆる農民撫育的(外

者的)機能を托して国司(目代)から把握された存在であったと云う点に特色がある。その意味で、これはすぐれて在地的な「村落領主」層とも称ばるべきものであり、公人・雑色・公文等がその具体的な彼らの肩書であったが、国司(目代)はまたこれらの者に、公田官物の徴収のほか国衙直領(御館分)上分の収取機能をあわせ負担せしめていたものであり、むしろその側面において両者はいわば私的・家産的支配体制(「直領機構」)の具体的実体を形成していた存在であったのである。惣地頭(「郡郷領知権者」)らは、実にこのような国司(目代)の規範を体し、在地でこれら村落領主を支配—統轄すべき存在としてあったと云い得るのである。同時に忘れてならないことは、かかる公文層(村落領主)は(まさしく右述の如き特質の故に)在地における農民の共同体の中核にあり、ために国司(目代)のみならず一般在地領主層の在地支配も現実的にはかかる公文層を媒介としてのみ、初めてその完結性を得る歴史的な性格のものであったと云うことである。

以上が前記拙稿のごく大雑把な要約であるが、かかる傾向は第一点として国衙領における在地(農民)支配構造のあ

り方をめぐって、在地領主層による農民(百姓)の農奴化の方向と、国司(目代)による農民のいわゆる封建的隸農化の方向とが決定的に対立し競合し合う形態をそこに現出し始めていたことを意味するであろう。しかし第二に重要なこ

とはかかる矛盾を内包しつつも、両者は一方で協調しあい、かかる矛盾を決定的に激化し暴発せしめぬ妥協的補完的関係の形成を、むしろ志向していたと思われる点である。第二点について前述の如く、御館分・民間分双方が同一の支配し収奪体系の一環として位置付けられ、同じ書生(在地機関)の統轄対象とされていたことも(その時期がまだ、負名の分解し村落領主層の成長の極めて未熟な段階に位置していたにすぎないとは云え)基本的には、こうした両者の協調性に起因するところ少なしとはしないであろう。したがって、われわれは既述の如き郡郷領知権と公田領知権との重層し補完関係の存在を、実質的には既にこの点に、はっきりと見出ししておくことができるのである。だがわれわれは右述の如き両者の補完し協調性をその基本的あり方として認めながらも、「庄園制」としての、かの寄郡(Ⅰ型半輪制)なる存在が特に辺境地域において、典型的に現われてくる事実を

考慮した場合右述の如き国司と在地領主との対立し矛盾が他方で極めて顕著な形で抬頭しつつあったことの重要性を決して軽視してはならないのである。

そこで私は差当たり、その対立のより具体的な形態を把握しておくために前述の着眼点①及び②の論点に注目していくこととする。つまり、当時の近江国の御館分作田が事實上、一二三町余歩に及ぶ「定田」部分と、三町余歩の「別結解人々名田内」部分との二種類をもって構成されていたと云うことについてであるが、いまその必要部分を掲出するとすれば、左記の通りであったのである。

来付別結解人々名田内三丁十代 己本田

金武名五反廿代 己本田

末吉名八段 己本田

安武九反卅代 己本田

万得二段卅代 己本田

静方四反卅代

稲富名内

自近名内

稲富名内

枝成名内

定名内

冒頭の「別結解人々名」が、稲富名ら四カ名を差すものであることは勿論であるが、他方、金武名ら五カ名はいずれもこの御館分作田を構成する三五カ名のうちにあるもので

あり、それらがいまや稲富名らのうちに私的に包摂されつつあったことを知るわけである。されば、われわれは必然的に、御館分（＝国衙直領）における負名体制がこの当時、かかる「別結解人々名」の登場によって、極めて激しい動揺をひき起されていたであろうことを想定し得よう。

因みに右記の「別結解」については既に坂本賞三氏の研究があり、それがいわゆる「下地の別名」とは異なり、むしろ「得分の別名」に近い性格をもつものであったろうことが指摘されているが、しかし右の「別結解」の場合、それらが実に「稲富名」の如き仮名を用いている事実注目すれば、それらが単なる得分名にすぎず、在地（農業）経営の実体を全く持たぬ存在であったなどとも考え難く、一定の在地領主的実体の存在を夫々の内部に想定しておくことも充分に可能性ある推論であると云うべきである。

しかるに、これらが「別結解」を称し「別名（下地の別名）」として成立し得ていない理由については、（その具体的な事情は一切不明ではあるが）次のような解釈もあるいは成り立ち得るかと思われる。すなわち、最近高田実氏は、平安初中期におけるいわゆる国衙在庁諸機構の成立を論じて、

「在庁官人の成立」とは、まさしく「十世紀国司の任国支配における新しい現地官僚として国司によって政治的に上から設定されたもの」である点を明らかにしておられる。とすれば、このような「官僚」たる性格の彼らにとって、その現地に所有する所領の内容が、実に「得分の別名」的な「別結解」として表現されねばならなかったことも理解し得るところであり、その後の彼らの領主化が次第に所領の内容をして、いわゆる「下地の別名」的な方向へ転化せしめつつあったとしても、その方向性をいまだ貫徹し切れぬ過渡的段階におかれていたものであったとも考え得るわけである。更に、稲富名ら四力名は、この御館分（国衙直領）部分に関しては「別結解」であっても、他の一般国衙領部分については積極的な別名領主（在地領主）的成長を実現し得ていた存在であると考えた方が適當であり、かかる事情があればこそ、既述の如く負名を自己の得分対象として包摂していく積極的姿勢をとり得たものであると思われるのである。

されば、われわれはここに至って、御館分（国衙直領）を構成する負名をめぐって、実に国司（目代）層と、徐々にそ

の在地領主化を実現しつつある在庁層との顕著な矛盾^①対立がそこに顕現しつつあったことを知り得るであろう。その点は、養和年間のものと思われる伊賀国黒田庄出作田教

勘合注文の場合^②、伊賀国では、普通の諸国では数十町ないし百町以上の規模にも及ぶ御館分が、名張一郡に限ってであるとは云え、僅か「三町四反」と云う小規模にすぎず、しかもそれが在庁名田二三町七反、安富名一一町二反と表現される如き在庁所領の大規模性と、相対的な関係にあった事実からも裏付けられることである。とすれば、一般的な農民(負名)の帰属をめぐるも、在庁と国司(御館)方とがその当時、その対立^③競合性をますます激化せしめつつあったことは明らかであろう。そこでいまわれわれが、このような在地の現実的動向を農民(百姓)層の立場にたつて表現するとすれば、それは明らかに右述の如く在庁^④在地領主層による深刻な農民隷属化の様相がいよいよ顕著に現われ始めつつあったと思われるその当時、彼らにとってかかる隷属化の危機を克服・突破し、彼ら農民の在地における共同体社会の維持・存立を計るべき唯一の道(可能性)とは明らかに、現実的に在庁(在地領主)層との激烈な対立^⑤競合

関係を醸成しつつあった国司(目代)との私的な結合^⑥具体的にはかの「国衙直領」支配体制への没入そのものにほかならなかつたと云うことである。

因みに、かつて河音能平氏は、院政期国衙領における「保」成立の二つの道筋を論じた際に、在地領主(在庁)層による隷属化の危機にたたされた農民層が、領家(中央貴族)との結合を求めそこに領家(本所)に対する在地奉仕者集団としての寄人・供御人層が生み出されるとの論理を展開されたのであるが、かかる論理はまず何よりも、すぐれて国衙領内部の問題として、国司(目代)と農民層との間に於いて展開したこと、が、ではなかつたであろうか。かつて村井康彦氏は、いわゆる寄進地型庄園の成立にあたって、地方領主たる在地領主と中央貴族たる領家とを結び付ける媒介主としての国司(受領)の存在意義を軽視すべきではないことを強調されたが、その点はおそらく、農民(百姓)層にとっても同様であろう。したがって、私はむしろ遠隔地にあっては、周知の如き在地領主層の領家(権門)との結合(所職寄進)に対抗するものとして、農民層と国司(目代)との私的な結合(農民^⑦百姓の御館人化)にこそ充分注意を払わ

ねばならないと考えるものである。

因みに私は既に前項において、既述の如き官物一部免除形式の半輪制(⊙型半輪制)が如何にして成立したものであるかとの設問に関して、負名に對しその「狹義の公田」部分の拡大をのぞむ国衙の立場と、墾田(治田)部分の維持拡大を希求する負名自身との対立_＝矛盾が、その歴史的契機をなしたものであるかとの仮説をかかげておいたが、右の考察に基づくならば、そのことがらの根本要因は決して国衙と負名層との対立_＝競合關係の中にのみあつたのではなく、国衙機構そのものの内在矛盾(目代と在庁との対立)の中に、むしろその最大の要因を求むべきであり、かかる認識に基づいてのみその問題は、畿内近国のみならず中間辺境地域にも適用し得る一貫的論理構成たり得る性格のものであつたことを知り得るのである。換言すれば、在地の負名(農民)層が前述の如く⊙型半輪制を生み出す如き主体的存在ではあり得たとしても、国衙機構内部における力關係(目代_＝在庁層の対立關係)そのものあり方如何で、客觀的には⊙型半輪制とは全く異なる形態の半輪制をも生み出し得る可能性をもっていたと云うことである。それは勿論、

国衙領における在庁(在地領主)層からの圧力如何の問題なのであり、それはおそらく一般的な畿内・辺境と云う地域の相違で、いわば極めて対称的な展開を現したものであると考えられる(本節前項の最後にあげた(㊦)の問題_＝いわゆる「狹義の公田」と「墾田(在地領主の勢力基盤)」との相關々係の展開の仕方も、おそらくは、かかる認識を前提として論及さるべきこととがらであると云い得るであろう)。

つまり、畿内及びその周辺のような先進地域では、在地領主層からの影響は小さく、また本所(領家)との關係も一般的に緊密であるから、むしろ負名(農民)は單に国衙支配からの脱出を目差して(特に「御館人」たる段階を経過することなく)直接本所(領家)の許に結合していく可能性をもち得たであろう。前記⊙型半輪制の典型的形成は、実はこの場合のことなのである。しかし一方、^④辺境にあつては、庄園は実在地領主の寄進を媒介として成立するのが一般的であるが、同時にこの方面の在地領主層は早くから農民層をその隸屬下にとり込もうとの動きを見せていたものと云い得るのである。とすれば、まさしくこの地域では、在地領主の所領寄進に基づく庄園(寄郡)成立の前提として、必然的

にいわば国衙領における在地(農民)支配形態の二元性―換言すれば、在庁⇨在地領主層の在地支配と(これに極めて對抗的な)国司⇨目代の(惣郡司職―雑色⇨村落領主層を媒介としての)在地支配との複合性が充分発現していたと云い得るわけである。したがってまさしくここにおいては、在庁(在地領主)層による所領寄進のみをもってしては、領家(庄園領主)がその当時、当該庄園に対する庄務権(実質的な支配権)を全面的に管理⇨掌握することは不可能であり、他方における「国司(目代)⇨惣郡司職(郡郷領知権)―雑色(公文)」体制との結合を不可欠の条件としていたと認め得る事実こそが重要なのである。その場合在地領主の寄進自体、在地領主が国司(目代)よりも上級の中央貴族の権威をかって国司らを抑える目的をもったものであろうが、とすれば、国司(目代)の側にあってもみずからの「国司(目代)⇨惣郡司職―公文―農民」の在地組織を、上級貴族の権威をもって維持・強化していこうとの動きを示し始めると考へるべきが当然であろう。けだし、その「国司(目代)⇨惣郡司職―公文―農民」の在地組織が決して単なる公的な国衙在庁機構としてだけの存在でなく、むしろ私的な「国衙直

領(家産的支配機構)」としての本質をもっていたものとすれば、なお更のことであったと考えられる。⁶⁵⁾

ここに地方(辺境)庄園における庄園領主(中央貴族)の在地支配は、在庁(在地領主)層からの寄進と共に、一方においてみずから農民層を、その積極的な国司(目代)⇨郡郷領知権との提携を媒介として掌握⇨支配し、かかる両者の均衡の上に、みずからの政治的⇨社会的地位の存立をはかる政策性をあわせ保持せざるを得なくなっていくたものと認め得るであろう。とすれば、これはまさしく国司(受領)が、いわゆる中央(上級)貴族と、在地(農民)支配の実権をめぐっての階級連合を実現しつつあり、他方でむしろ在地領主をその連合の輪から切り落していこうとする、いわば支配階級内部における階級的イニシヤティブの把握をめぐっての競合形態を内包することがらであったと考えられるのである。辺境庄園の一形態である「寄郡」もまた、この論理構造のうちに含まるべき存在であったことは確実である。ともあれ、私は以上のところから、「寄郡」(I型半輪制)の形成原理が決してさまで単純ではなく、基本的には明らかに在地と中央双方からの支配の接点(二つの原理の複合)

よつて構成されていたものに違ひないと云う前記の指摘は、ここでその具体的な立証を得たものと考えるのである。

同時に領家(庄園領主)による在地支配が上述の如く、公文(村落領主)＝農民層の掌握のためには、かの「目代―惣郡司職―公文」たる在地組織、「国衙直領」支配機構を媒介とせねばならなかつたと云う事実に基づくならば、領家はまさしくその点において、国司(国衙)から一般的な公田(庄田)支配権のほか、「国衙直領」管理義務をも併せ保持すべく期待されていた存在であつたことを想定し得るのである。したがつていま、これを徴収年貢物の内容に則して云えば、領家(庄園領主)は明らかに、かの惣郡司職以下の組織を媒介として、領家御米と直領上分(御館分米)双方の徴収を実現していた存在であるに違ひないと云うことを主張し得るのである。とすれば、私が既に前節第三項において指摘した如く、寄郡関係の史料の上にかの領家御米と共に現われる「国司米」とは、明らかにやはりかの、国衙直領を対象としての国司(目代)の取分である御館分米そのものであつたと云うべきであらう。

かくして私は、以上のところから、既に「はしがき」に

において述べた一つの仮説「庄園制(都市的・貴族的領有の体制)下の公田支配は、いわゆる「国衙直領」支配機構と密接不離な関係にあり、同時にそれが、領家・国司双方を含む中央貴族レベルでの階級連合(乃至階級的イニシヤティヴ掌握への志向)の形成を表現していたものではなかつたかという推論を、一応論証し得たものと考えるのである。しかし庄園制はそれ自体、時代と共に一定の変化を示すものである。されば、私が上記の如くにして立証し得たと考える庄園制と国衙直領との相関々係(相互規定的関係)とは、大局的にみて、一体如何なる変容を示したものであると云い得るであらうか。本稿の課題「島津庄寄郡の歴史的位 置」とは、このような問題との関連において初めて具体化し得る論点であると云わねばならない。

- ① 『中世法制史料集』1、鎌倉幕府法。
- ② 「荘園における不輸権成立の一過程―半不輸について―」(『経済史研究』二九一五・六)。
- ③ 工藤敬一氏『九州庄園の研究』第二章「中央権門領」の表現に依る。
- ④ 前掲論文。
- ⑤ 『中世日本荘園史の研究』第二部。
- ⑥ 前掲論文。
- ⑦ 前掲論文。

- ⑧ 朝河貫一氏編『入来文書』所収。
 ⑨ 前掲論文。平安遺文一〇八三号。
 ⑩ 「国衙領の名と在家」(日本史研究会史料部会編『中世社会の基本構
 造』所収)。
 ⑪ 「国衙領の機造」(『古代国家解体過程の研究』所収)。
 ⑫ 「二一〜三世紀における国家権力と国衙領支配体制」(『史潮』九
 九)。
 ⑬ 前掲論文。
 ⑭ 「十世紀王朝国家土地制度とその崩壊」(『史林』四八―四)。
 ⑮ 「公田について」(『史林』四三―四)。
 ⑯ 「大田文」広義の公田」としたことに付いて。私は既に前節で大田
 文に記載された耕地は「公田」であり、郡郷内部にはそれ以外にも多
 くの土地(在地領主の所領)のあることを指摘しておいた。とすれば
 かかる私領と区別された公田は、決して坂本氏の云われる「広義の公
 田」(狭義の公田と治田の統一)と同一のものではあり得ないよう
 に思えるであろう。たしかにその通りであるが、しかしここではあく
 までも大田文上の公田を、かの「基準園図」上の公田と較べては相對
 的にかの「広義の公田」的な性格をもっていると言っているのである。
 つまり「基準園図」上の公田は墾田(治田)とは区別されていたが、
 おそらくこの両者を統一した型で「大田文」上の公田は形成された。
 故にそれはその限りでは「広義の公田」と称び得るわけだが、しかし
 一方開墾も益々盛大に進展しており、より新しい開墾地(公田以外の
 土地)を既に生み出して来ていると云うことである。したがって、か
 ように果てしなくつゞく公田と墾田とのズレを包括的に上から一括し
 て捉えるものは、かの郡郷領知権(惣地頭職≡惣郡司職)以外に存在
 しなかつたと云い得るのである。

⑰ 『平安遺文』六七二号。

- ⑱ 「古代末期のある徴税文書」(『史泉』三〇)。
 ⑲ このE・Lの記号は『平安遺文』六七二号を構成する一九片の断簡
 に初めから順にA・B・C・…の記号を打ったのに基づくものである。
 ⑳ 「十世紀王朝国家土地制度とその崩壊」(『史林』四八―四)。
 ㉑ 「納所小論」(『史林』四一―三)。
 ㉒ 『平安遺文』補一二。
 ㉓ 「国衙領と武士」(『上代の土地関係』所収)。
 ㉔ 「王朝国家体制と人民」(『日本史研究』一〇四)。
 ㉕ 『平安遺文』三三九号。
 ㉖ 「古」が即ち「古米」のことである点は、この結解状の冒頭に「古」
 分の総額をかかけて「古米三三九石云々」と記している事実からみて
 明らかである。
 ㉗ 公出挙制の変質過程(『古代国家解体過程の研究』所収、第一部第
 一章)。
 ㉘ 拙稿「惣地頭職」成立の歴史的前提。
 ㉙ 「別結解について」(『日本歴史』二二二)。
 ㉚ 「中世初期の国衙機構と郡司層」(『史学研究』昭和四三年三月)。
 ㉛ 『平安遺文』四〇〇号。
 ㉜ 「院政期における「保」成立の二つの形態」(『史林』四六一―三)。
 ㉝ 「国衙領の構造」(『古代国家解体過程の研究』所収)、『平安貴族の
 世界』。
 ㉞ 尤もこうは云うものの、先進地域の庄園が国衙直領支配機構と全く
 関係をもたなかつたと云うのではない。次節でも明記する如く、先進
 地域(畿内周辺)はむしろ国衙直領との関係がより濃厚である。した
 がって、ここでいま問題となっているのはあくまでも、在地領主制の
 形成にともない、それに抵抗し反発する形態で生み出される第二次的
 な国衙直領(御館人身分)の再生産過程の問題なのである。「国衙直

領」そのものにもいくつかの段階的類型のあることは旧稿（「庄園体制と国衙直領」）でも詳述した通りであり、おそらくはかかる直領「御館人の再生産」変質の過程の中に、国司（目代）の在地支配の実態の変化の徴が認められるのであろう。

⑤ 従来は、中央貴族と在地領主の間に所領寄進を媒介としての結合「補完関係を想定しながら、中央貴族と国司（目代）との間にそれに類する協調関係を想定することはなかった。しかしそれはあくまでも兩者の間に協調「補完を生み出す契機を発見し得なかったからにすぎないのである。だがわれわれはいまや以上の考察によってその点の確證を得ると共に、庄園制の歴史的性質追求の上で、その点への着眼が極めて重要な要件をなすものであることを知り得たであらう。

三、「寄郡」の歴史的位 置——結びに代えて——

私は既に第一節で、工藤氏の作成された寄郡の三類型に検討を加え、それらが一体如何ような変化「変質の方向性を孕む存在であったのかを究明しておいた。その方向性をいま簡単に云うと、いわゆる〈前半の過程〉においては、郡郷から公領が独立し、やがてはその公領のみが郷司職、更にのちには惣地頭職の領知対象になっていく傾向があり、それは結局、寄郡では、かかる二つの領知権（郡郷領知権及び公田領知権）の重層「補完関係があくまでもその基本形態であったことを示す点であり、他方〈後半の過程〉にあつ

ては、公領のうちに次第に「別名」が現われるにつれ、惣地頭職も郷司職もまた領家の支配も、全てが別名を基盤にもって、互いに並列「等質化する方向性を現わしていたものであったと云う点である。

そこで、このような二つの過程が、特に庄園制形成史との関連において、夫々如何に意味付けられるべき事柄であったかについて考えてみると、まず〈前半の過程〉に関して云えば、そこにはいわゆる別名が全く現われていない事実において、先進地域「畿内及びその周辺地域での庄園制形成に際しての客観条件に相当しており、他方〈後半の過程〉の方は、それとは逆に、辺境地域「九州・東国地方の庄園制形成時の客観条件に相当することがらであったものの如く思われるのである。したがって、右の〈前半の過程〉にあつては、別名（在地領主）層による下からの所領寄進を媒介としての庄園形成の道は原則として考えられない。つまりここでの庄園の形成はあくまで上から、国家による権門に對しての公田の分与（勅旨田等）の型や、燈油免田・香菜免田等の雑免の型で——國家的所當・公事徴収権の割讓の型で——設置されてくるコースこそがその基本なのである。した

が、この場合には庄官組織も、郡郷司職の公田支配権がその儘の型で、預所下司等の権限へスライドして形成されるものにはすぎないのであるが、ただその場合、かかる郡郷司職(公田支配権)がつねに、かの惣郡司職(郡郷領知権)・国衙直領支配権と重複して現われている事実から知られる如く、前者はおそらくその名称が預所職・下司職に変化ののちにも、後者との補完・協調関係を断ち切ることはあり得なかつたと思われることが重要なのである。私がかつて「庄園体制と国衙直領」の題下に、右と同じ庄園制と直領との相関々係を論じた際に、安芸国新勅旨田を例にひいて示した問題は、このような先進地域型の庄園の一特色に注目してのことであつたのである。^①

ところでその場合、重要なことは、このような先進地域型庄園における庄園支配が、領家と惣郡司職・国衙(目代)との協同・補完関係の型をとって遂行される結果、公田支配(ないし官物徴収)まで、がここにあつては明らかに国司(目代)と庄園領主との連合の型で、換言すれば、公田支配権を彼ら相互の階級的連合を実現する媒介物とする形態をもつてあくまで確保し、先進地域においても可能性として

現われ得る在地領主層を極力阻止・圧殺し、その領主的イニシヤティブを中央貴族層の許に確保するための安全弁たる役割を果していたものであつたと認め得ることである。これに対して(後半の過程)は、別名が広汎に成長し始め、庄園の形成があくまでもこれら別名(在地領主)層の所領寄進を媒介として実現されることとなつた結果、庄園の形成過程はあくまで下から、在地領主の存在形態・支配形態の如何によつて根本的に規定されるに至つたのである。

特に重要なことはこのように、全ての所領経営の基礎(その権力源)が在地領主そのものにある結果、庄園のみならず郡郷司職(公田支配権)や惣郡司職(国衙直領)の経営までが、これら在地領主層の存在形態によつて規定されることとなり、総じてそれらが並列的に、国衙領を分割する形態をとつて現われることとなつたことなのである。したがつてもしこの形態が徹底的に進行するとすれば、庄園領主・国司(目代)・在地領主間の横の対立が激烈となり、かつての如き庄園領主・国司間の連合・補完関係も破綻・分裂の極に達するに至るであろうことが想定されるのである。鎮西島津庄寄郡の分析から得られた(前半)・(後半)二つの

過程を媒介として、私が一応把握し得ることがらには以上の如きものであったのである。

しかし私は以上のことが、あくまでも寄郡の分析から導かれた一種の理念的な道筋（基本的方向性）と称すべきものであり、現実の庄園制とは多くの場合、この〈前半〉〈後半〉両過程の事象の複合体、統合体として存在したものである事実にこそ注目したのである。例えば日本の庄園でもっとも量的に多いのは云うまでもなく、一二世紀以降一般的となった寄進地型庄園であろうが、これらが全て完全にかの〈後半の過程〉そのものに対応する存在であったとは云い切れないのである。

例えば現在、寄進地型庄園の典型と考えられている備後国大田庄の場合、それは平安末期〜鎌倉初期に当地方に蹠踞していた在地領主「橋兼隆・光家等の所領寄進をその形成の発端としたものであったのであるが、しかし鎌倉初期においてみられるこの大田庄の実体は、決してこの橋一族の根本所領と郷司（下司）職として握る荘（公）田とのみで構成されていた存在ではなかったのである。永万二年二月日付備後国大田庄立券文案でみられる当時の大田庄の庄域は、

桑原方が上原・赤屋・伊尾・宇賀四村、大田方が中江良条、大江良条、他条等であり、これがおそらく橋一族の寄進所領のほぼ原型に近い姿と考えられるが、のちの大田庄はこの他に、大田方については小世良村、桑原方については戸張村等を含んで来ている。特に戸張村は平安末期に平盛久を地主としてもった開発所領で、橋一族の寄進所領とはやや異なる系統にあるものである。こうした大田庄の複合性は、その庄の下司職に（従来は橋兼隆・光家兄弟のみが有名であるが）橋氏のほか藤原姓の者もおり、大田庄がかかる複数の在地領主の（及びそれ以外の者の）複合・統一体としてあるらしい様子からも肯かれるのである。されば大田庄は従来のように下からの在地領主の大きさのみを重視するだけでなく、かかる複数の在地領主を全体として統一している上からの、都市的・貴族的支配の積極面にも注意が払われるべきであると思われるのである。大田庄の中に、下司（在地領主）の支配からは相対的に独立した「公文等之知行郷」なる觀念があり（この公文が現実に「国衙直領」管理者たる本質をもつことは旧稿で詳しく述べた通りであるが）下司と庄園領主とが鎌倉期を通して、いわば公文の争奪戦を展開しているこ

とも、右述の如く、大田庄の支配が在地領主の一元的支配の対象としては存在しなかつた事実を示すものである。

尤もこのような庄園支配に領家の存在を重視する立場は既に永原慶二氏の見解にもみえるところである。しかし私はこの問題を、永原氏の如く、庄園領主(領家)そのものの相対的な権利の大きさとしてみるのではなく、在地領主層に對する中央貴族層の全一的な階級的結合力の強さ・大きさと云う観点で重視したのであり、かかる状況の中にあつて在地領主は自己の実力的支配の擴張を計るが、領家(庄園領主)はあくまでも国司(目代)との結合をつよめ、公田(庄田)支配上の合法的権利を、あくまでみずからの許に確保することを通じて、在地領主層の成長を極力阻止していた存在であつたと考えるのである。因みに永原氏は前記の如き庄園支配を職の重層的体系として把握されつつ、一方で国家的權威の中核にある本家職をもつて、その庄園制維持を実現する要衝たるの地位にある存在として重視されたのである。極めて適切な見解であり敬服するにやぶさかではないが、しかし一面その本家職が具体的に如何に機能するのか充分理解し得ない点も少なしとはしない。その場合、

私の所論の如く、国司と庄園領主とが前述の国衙直領を媒介として公田(庄田)の支配権をわけあう補完的關係にあつたものとして考えたとすれば、本家職とはこのような両者の關係を、より高次な国家的立場から保証し統制していく存在として具体的に認識し得るのではないであろうか。

「寄郡」において鎌倉幕府の任命になる惣地頭職(惣郡司職)が、庄・公両面を統轄する地位にあつたことは、右述の如き本家職の役割を鎌倉幕府が横取りして掌握した形態を示すものであり、鎌倉幕府の国家権力的性格を示すと同時に、幕府の統制下で作成された「大田文」が、かの「基準国図」とは異なる如何なる特色に歴史的性質をもつ存在であつたかを示唆するものである。

ともあれ、既に「はしがき」で述べた如く、われわれが庄園制の本質をもつて、中央貴族全体の階級連合(階級的イニシヤティヴの掌握)の実現の上でその「庄園制」がもつ役割如何をメルクマールとして捉えるべきものと考え場合、右の大田庄の如き中間地帯の一、二、三世紀寄進地型庄園の実体こそが、もっともその典型に近い存在と云えるのではないであろうか。けだし、中央貴族層による階級連

合はあくまでも在地領主（別名領主）の発生（乃至その可能性）により触発されたことがらにほかならないから、別名を基礎にもつ中間・辺境的な寄進地型庄園であることが必要であるが、他方辺境の如く在地領主があまりにも一方的に発展しすぎ、中央貴族（庄園領主ら）の支配の及びがたいかの、（後半の過程）にまでは至らない、過渡的・中間的形態の庄園こそがこの場合、もっとも適格的であると思われるからである。

以上、私が本稿で述べた「鎮西島津庄寄郡の歴史的位 置」とは、叙上の如く、いわゆる庄園制の本質規定をか、「国衙直領」を重複する観点にたつて遂行する場合、その糸口として、かかる「寄郡」についての分析が決定的に重要な意味をもつと云うことであり、全国的に様々なパターンをもつて展開する幾多の庄園、時代と共に種々変化を示

して行く庄園制から、一定の理論と法則とを見出して行くための指標の役目をそこに期待してのことであつたのである。したがって、今後の「寄郡」研究はあくまでも、かかる普遍的な観点にたつて、その九州史（辺境史）研究上の固有概念（歴史的範疇）としてのこれまでの枠を、積極的に打ち破っていくことが必要である。

- ① 『日本歴史』二四二・二四三号。
- ② 江頭恒治氏「備後国太田荘の研究」、『高野山領荘園の研究』所収。
- ③ 『平安遺文』揃一〇六。
- ④ 大日本古文書家わけ一、高野山文書一、宝簡集七―八二。
- ⑤ 高野山文書一、宝簡集一〇―一四一。
- ⑥ 同右。
- ⑦ 「荘園制の歴史的位 置」、『日本封建制成立過程の研究』所収。
- ⑧ 尤もそれは鎌倉初頭ないし中期以前に作成された「大田文」の場合のことである。時代が降れば「大田文」にも一定の変化が現われるのは当然であろう。

（日本大学文理学部講師）

Historical Evaluation of *Yose-gōri* in *Shimazu-no-shō*,

Chinzei 鎮西島津庄寄郡

—an introductory study of *Kokuga-chokuryō* 国衙直領—

by

Kunihiro Suzuki

The nature of manorial system in Japan should not be discussed only in the usual point of its private and family-property's aspect of economy, but of its historical importance in forming the union of central aristocracy (or the trend to its seizure of class initiative within the ruling class) including *Kokushi* 国司 (accepted) or the provincial governors, and to give a concrete form to this aspect, we should start at first from the structural analysis — especially of the ruling structure of *Kokuga-chokuryō* 国衙直領, a bridgehead of *Kokushi* (accepted) for their local government—of *Kokuga's* dominion 国衙領, original body of the manorial system.

This article offers the recommencement in studying manorial system through the resources of *Yose-gōri* in *Shimazu-no-shō* 島津庄寄郡, and at once the remark that “*Yose-gōri*” which has usually been treated as a peculiar theme of *Kyūshū* 九州 (as a frontier) could be actively evaluated as a link of our study on the nationwide manorial system.

Economic Region in Chinese Farming Villages

—about the economic region of *Chuan-ch'ü* 專區
and of people's commune 人民公社—

by

Masakazu Komai

The socialization of the Chinese farming villages brought people's communes out of agricultural cooperative associations; This process was also the one to conquer the dispersion in the Chinese villages and to create a “unified” economic region by means of the utilization of water and